

# 西郷村地域防災計画

## (震災対策編)

(令和6年3月修正)

西郷村防災会議



# 目 次

## 第1章 総 則

第1節 計画の目的及び方針	1
第2節 防災活動目標	4
第3節 調査研究推進体制の充実	5
第4節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務大綱	6
第5節 西郷村の概況	11
第6節 西郷村における災害	13

## 第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実	19
第2節 防災情報通信網の整備	23
第3節 地震観測計画	24
第4節 都市の防災対策	25
第5節 生活関連施設等災害予防対策	27
第6節 道路及び橋りょう等災害予防対策	29
第7節 河川施設災害予防対策	30
第8節 地盤災害等予防対策	31
第9節 火災予防対策	34
第10節 積雪・寒冷対策	37
第11節 緊急輸送路等の指定	39
第12節 避難対策	40
第13節 医療（助産）救護・防疫体制の整備	44
第14節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備対策	45
第15節 防災教育	47
第16節 防災訓練	49
第17節 自主防災組織の整備	51
第18節 要配慮者対策	53
第19節 ボランティアとの連携	57
第20節 危険物等取扱施設災害予防対策	58

## 第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制	59
第2節 災害情報の収集伝達	66
第3節 通信の確保	70
第4節 相互応援協力	71
第5節 災害広報活動	73
第6節 消火活動	75
第7節 救急・救助活動	78
第8節 自衛隊災害派遣	80
第9節 避難対策	84
第10節 医療（助産）救護活動	92
第11節 水防活動	94
第12節 緊急輸送対策	95

第13節 警備活動及び交通規制措置	97
第14節 防疫及び保健衛生対策	100
第15節 廃棄物処理対策	103
第16節 救援対策	105
第17節 被災地の応急対策	109
第18節 行方不明者の捜索、遺体の処理	114
第19節 生活関連施設の応急対策	116
第20節 文教対策	119
第21節 要配慮者対策	122
第22節 ボランティアとの連携	124
第23節 災害救助法の適用等	126
第4章 災害復旧計画	
第1節 施設の復旧対策	129
第2節 被災地の生活安定	133
第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	
第1節 総則	137
第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	138
第3節 関係者との連携協力の確保に関する事項	139
第4節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	140

# 第1章 総 則



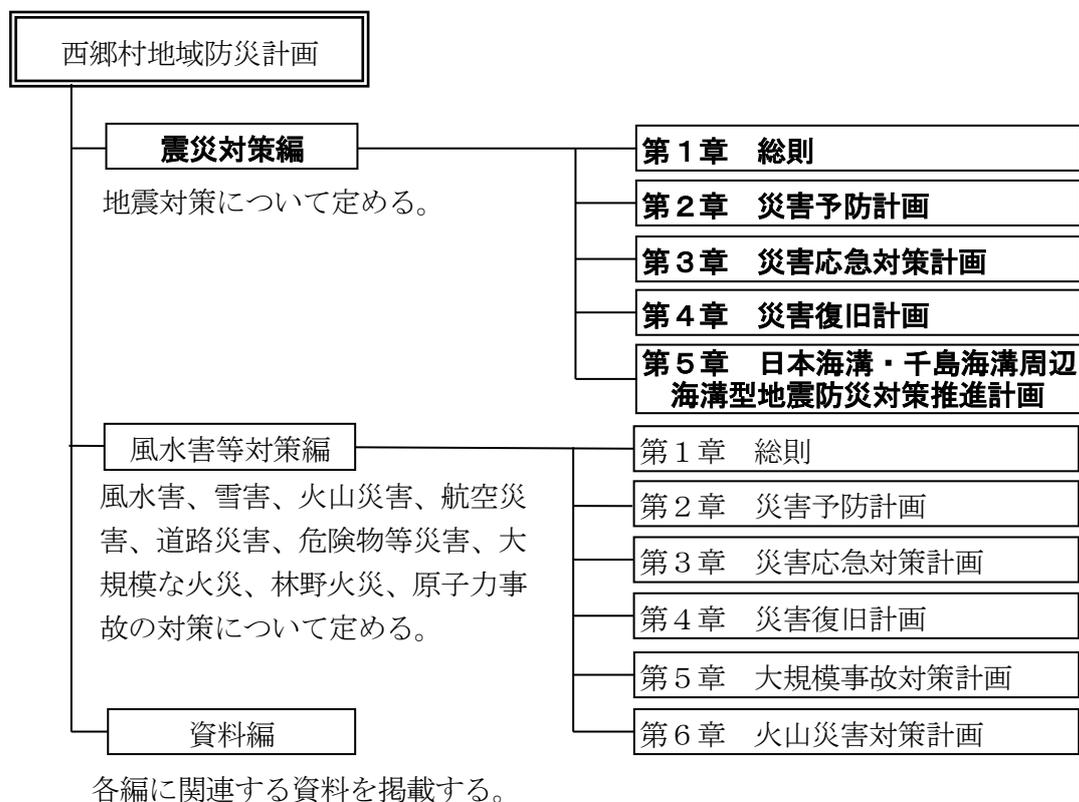
## 第1節 計画の目的及び方針

### 第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、西郷村防災会議が作成する計画であり、県、村、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、村民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第2 計画の構成

本計画は、次の各編で構成する。本編は、震災対策編である。



### 第3 計画の基本方針

本計画は、防災に関し関係機関を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備推進を図るものであるが、計画の樹立及びその推進にあたっては、次の事項を基本とする。

※基本方針は災害共通のため、風水害等に該当する事項を含む。

#### 1 防災事業の推進

治山治水及び地震災害対策をはじめとする各種の防災事業は、防災対策の基本となるので、その実施すべき責任者を明らかにするとともに、その方策について定め、効果的な防災事業の推進を図る。

## 2 広域連携による災害対応力の強化

大規模災害が発生した場合は、迅速かつ的確な広域的な応援活動が必要となる。そのため、村及び防災関係機関は、相互の防災活動が総合的、有機的に行われるよう応援協力体制の確立を図る。

## 3 自助・共助・公助による防災力の向上

大規模災害に対しては、村、県及び国による「公助」のみで対応することは困難である。そのため、自らの命は自ら守る「自助」、自分たちの地域は地域の人々で守る「共助」と連携を図り、防災力を向上させる。

特に、「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であり、村民自らが災害に備えるための手段を講ずるとともに、地域での自主的な防災活動に参加する。

## 4 多様性への配慮

大規模災害においては、避難生活、物資の供給等において、高齢者、障がい者、女性、妊産婦、乳幼児等、様々な方々への配慮が必要となる。

そのため、男女共同参画のみならず、多種多様な方々の参画により、被災者のニーズに配慮した災害対策を進める。

## 5 新型コロナウイルス等感染症対策

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる関係者の感染症対策の徹底、避難所における避難者の過密抑制等、新たな感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

## 6 水害による死者をゼロにする災害文化の醸成

台風等の風水害は、ある程度、事態の推移を予想することができる災害であり、事前の備えが極めて重要である。そのため、「自助」の意識及び地域において助け合う「共助」の意識を高め、災害から身を守る「災害文化」を醸成して、水害による死者をゼロにすることを目指す。

# 第4 計画の推進及び修正

---

本計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、各機関はこれに基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努める。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。

# 第5 他計画との関係

---

本計画は、村の地域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、水防法に基づく水防計画など、他の法令に基づく防災に関する計画は、この計画を基本として、関連づけて作成しなければならない。

# 第6 計画の周知徹底

---

防災関係機関は、平素から防災に関する教育及び訓練を実施し、各種広報媒体を利用する等あらゆる機会をとらえ、この計画の習熟及び周知徹底を図る。

## 1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、防災に関する教育及び訓練を実施する。

## 2 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災意識向上のため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会をとらえ、広報の徹底を図る。

## 第2節 防災活動目標

災害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各団体に共通の活動目標が基本として存在している事が重要である。

このため、発災後の基本的な事項について活動目標を整理する。

発災後の時間経過	段階名	活動目標
直後	即時対応期	<ul style="list-style-type: none"> <li>■初動体制の確立               <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策活動要員の確保（非常参集）</li> <li>・対策活動空間と資機材の確保</li> <li>・被災情報の収集・解析・対応</li> </ul> </li> </ul>
直後～数時間以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>■生命・安全の確保（瞬時の対応）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開</li> <li>・火災延焼の阻止活動、がけ崩れ・火災延焼に対応した住民避難誘導活動等</li> <li>・広域的な応援活動の要請</li> </ul> </li> </ul>
1日目～3日目	緊急時対応期	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生命・安全の確保（72時間以内の対応）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部隊等も加えた本格的な行方不明者の捜索、救出活動、災害医療等の生命の安全に関わる対策</li> <li>・広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行</li> <li>・道路啓開、液状化、治安維持に関する対策</li> <li>・有毒物・危険物の漏洩対策等の二次災害の防止関連対策</li> <li>・給食、給水、避難所の開設と運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供</li> </ul> </li> </ul>
4日目～1週間	応急対応期1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■被災者の生活の安定（最低限の生活環境）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復</li> </ul> </li> </ul>
1週間～1か月	応急対策期2	<ul style="list-style-type: none"> <li>■被災者の生活の安定（日常活動環境）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤、通学手段、就業、就学環境の早急な回復</li> <li>・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復</li> </ul> </li> </ul>
1か月～数か月	復旧対応期	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域・生活の回復               <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者のケア</li> <li>・災害廃棄物の撤去</li> <li>・都市環境の回復</li> <li>・生活の再建</li> </ul> </li> </ul>
数か月以降	復興対応期	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域・生活の再建・強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・教訓の整理</li> <li>・都市復興計画の推進</li> <li>・都市機能の回復・強化</li> </ul> </li> </ul>

## 第3節 調査研究推進体制の充実

### 第1 防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備

---

風水害等及び地震被害の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に則して的確に把握するための防災アセスメントを行う。

また、地域住民の適切な避難誘導や防災活動に役立てるため、ハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ等の作成を推進する。

### 第2 災害素因情報の蓄積と活用環境の整備

---

災害対策を効果的に推進するためには、西郷村の自然環境及び社会特性を把握するとともに、村は様々な災害の詳細情報を地理情報データベースとして空間的な整備に努めるとともに、県によるデータベースにフィードバックし、県全体としての災害データベースの質の向上に努める。

### 第3 自主防災組織等地域における取り組み

---

過去の大規模災害では、行政による応急活動の時間的及び避難施設の限界が明らかとなり、地域住民による自主防災力の重要性が認識された。

自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付き合いを大切にし、一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方をはじめとする要配慮者の居住者特性を把握しておくこと、いざという時にとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくこと等が大切である。

そのため、地域住民で自主防災組織を形成し、自らの手で地域の防災マップを作成したり、自らの災害への対応能力を高めるための訓練・研修に参加する等、災害対応を自らの問題として捉えた行動が重要となる。

## 第4節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務大綱

### 第1 防災関係機関の実施責任

#### 1 村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

#### 2 県

西郷村を包括する広域的な地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を円滑に行えるように協力する。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、西郷村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、西郷村、その他関係機関の防災活動に協力する。

### 第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 村

機関名称	事務又は業務の大綱
村	① 防災組織の整備及び育成指導 ② 防災知識の普及及び教育 ③ 防災訓練の実施 ④ 防災施設の整備 ⑤ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 ⑥ 消防活動その他の応急措置 ⑦ 避難対策 ⑧ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 ⑨ 被災者に対する救助及び救護の実施 ⑩ 保健衛生 ⑪ 文教対策

	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑫ 被災施設の災害復旧</li> <li>⑬ その他の災害応急対策</li> <li>⑭ その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置</li> </ul>
白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 火災の予防</li> <li>② 災害の警戒</li> <li>③ 災害の防御</li> <li>④ 危険物の安全及び規制</li> <li>⑤ 救急、救助</li> <li>⑥ 災害情報の収集</li> <li>⑦ 自主防災組織の育成</li> <li>⑧ 防災思想の普及</li> <li>⑨ 災害応急対策</li> </ul>
白河地方広域市町村圏整備組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時のし尿処理及び廃棄物処理</li> </ul>

## 2 県

機関名称	事務又は業務の大綱
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 防災組織の整備</li> <li>② 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整</li> <li>③ 防災知識の普及及び教育</li> <li>④ 防災訓練の実施</li> <li>⑤ 防災施設の整備</li> <li>⑥ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備</li> <li>⑦ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報</li> <li>⑧ 緊急輸送の確保</li> <li>⑨ 交通規制、その他社会秩序の維持</li> <li>⑩ 保健衛生</li> <li>⑪ 文教対策</li> <li>⑫ 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援</li> <li>⑬ 災害救助法に基づく被災者の救助</li> <li>⑭ 被災施設の復旧</li> <li>⑮ その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置</li> </ul>

## 3 指定地方行政機関

機関名称	事務又は業務の大綱
福島労働局（白河労働基準監督署）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 工場事業場における労働災害の防止対策</li> </ul>
東北農政局（福島県拠点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導並びに助成</li> <li>② 農業関係被害情報の収集報告</li> <li>③ 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導</li> <li>④ 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導</li> <li>⑤ 排水・かんがい用土地改良機械の緊急貸付</li> <li>⑥ 野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策</li> </ul>

	⑦ 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
関東森林管理局（福島森林管理署白河支署）	① 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成 ② 災害復旧用材（国有林材）の供給
東北地方整備局 （郡山国道事務所、福島河川国道事務所）	① 災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援 ② 直轄公共土木施設の整備と防災管理 ③ 洪水予警報等の発表及び伝達 ④ 水防活動の指導 ⑤ 災害時における交通規制及び輸送の確保 ⑥ 被災直轄公共土木施設の復旧 ⑦ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
東北地方測量部	① 防災関連情報及び地理空間情報の収集・提供 ② 測量等の実施及び測量結果の提供
仙台管区气象台（福島地方气象台）	① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 ② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 ④ 県及び市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
東北地方環境事務所	① 環境モニタリングの実施・支援 ② 環境関連公共施設の整備及び維持管理 ③ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示 ④ 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整 ⑤ 愛玩動物の救護活動状況の把握・関係機関との連絡調整・支援要請等、救護支援

#### 4 自衛隊

機関名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊郡山駐屯部隊	① 県、市町村、その他の防災関係機関が実施する応急的な災害対策の支援協力

#### 5 指定公共機関

機関名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社	① 災害時における郵便事業運営の確保 ② 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策
日本赤十字社（福島県支部）	① 医療、助産等救護の実施 ② 義援金の募集 ③ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会（福島放送局）	① 気象・災害情報等の放送 ② 県民に対する防災知識の普及
東日本高速道路株式会社	① 道路の耐災整備

(東北支社福島管理事務所)	② 災害時の応急復旧 ③ 道路の災害復旧
鉄道事業者(東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社)	① 鉄道施設等の整備及び防災管理 ② 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力 ③ 災害時における応急輸送対策 ④ 被災鉄道施設の復旧
通信事業者(東日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社)	① 電気通信施設の整備及び防災管理 ② 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達 ③ 被災電気通信施設の復旧
運輸業者(日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社)	① 災害時における救援物資、避難者の緊急輸送の協力
電力事業者(東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社)	① 電力供給施設の整備及び防災管理 ② 災害時における電力供給の確保及び危険予防措置 ③ 被災電力施設の復旧

## 6 指定地方公共機関

機関名称	事務又は業務の大綱
バス機関(公益社団法人福島県バス協会、福島交通株式会社)	① 被災地の人員輸送の確保 ② 災害時における避難者等の緊急輸送の協力
放送機関(福島テレビ株式会社、株式会社福島中央テレビ、株式会社福島放送、株式会社テレビユー福島、株式会社ラジオ福島、株式会社エフエム福島)	① 気象(津波)予報、警報等の放送 ② 災害状況及び災害対策に関する放送 ③ 放送施設の保安 ④ 住民に対する防災知識の普及
新聞社(株式会社福島民報社白河支社、福島民友新聞社株式会社白河支社)	① 災害状況及び災害対策に関する報道
運輸業者(公益社団法人福島県トラック協会)	① 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
一般社団法人福島県医師会、公益社団法人福島県歯科医師会、一般社団法人福島県薬剤師会、公益社団法人福島県看護協会、公益社	① 医療助産等救護活動の実施 ② 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 ③ 防疫その他保健衛生活動の協力

団法人福島県放射線技師会	
一般社団法人福島県LPガス協会（白河支部）	① 災害時におけるLPガスの安全対策の実施
社会福祉法人福島県社会福祉協議会	① ボランティアの受け入れ ② 生活福祉資金の貸付

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名称	事務又は業務の大綱
夢みなみ農業協同組合	① 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力 ② 農作物の災害応急対策の指導 ③ 農業生産資材及び農家生活資材の確保あつせん ④ 被災組合員に対する融資のあつせん
西白河地方森林組合	① 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力 ② 被災組合員に対する融資のあつせん
西郷村商工会	① 村が行う商工関係の被害状況調査及び応急対策への協力 ② 災害時における物価安定についての協力 ③ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
西郷村建設業組合	① 道路・河川等の公共土木施設の応急対策の協力 ② その他災害時における復旧活動の協力
医療施設の管理者	① 災害時における病人等の収容及び保護 ② 災害時における被災負傷者の治療救護
社会福祉施設の管理者	① 避難施設の整備及び避難訓練の実施 ② 災害時における入所者の保護及び誘導
西郷村社会福祉協議会	① ボランティアの受け入れ ② 要配慮者の避難及び救護の協力
西郷村土地改良区	① 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力 ② 水門、水路、ため池等の施設の防災管理
金融機関	① 災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施
学校法人	① 避難施設の整備及び避難訓練 ② 災害時における応急教育対策計画の樹立と実施
大型運搬車両保有者	① 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送手段の協力
ガス供給事業者	① 安全管理の徹底 ② ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
燃料供給業者（福島県石油業協同組合、福島県石油商業組合）	① 施設の安全管理 ② 燃料の備蓄及び緊急車両、重要施設等への燃料の優先的な供給
危険物等取扱施設管理者	① 安全管理の徹底 ② 防護施設の整備 ③ 災害応急対策及びその他の復旧対策の確立
LPガス関係（LPガス販売業者）	① 安全管理の徹底 ② ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立

## 第5節 西郷村の概況

### 第1 自然的条件

---

#### 1 位置及び面積

本村は、福島県の中通り南端に位置し、東西 22.4km、南北 13.5 kmの東西に長い村で総面積は 192.06km<sup>2</sup>である。村の東部は白河市、山々が連なる北部から西部にかけては、天栄村、下郷町、南部は栃木県的那須町に隣接している。

#### 2 地勢

本村は、北西から南東にかけ、緩やかに傾斜している。本村の西側は三本槍岳、旭岳、甲子山、大白森山、栃木県の茶臼岳、朝日岳と山々が連なっている。

一方、河川は、那須火山群を源とする千歳川、真名子川、谷津田川、堀川を支流にもつ阿武隈川が本村のほぼ中心を東へ流下しているほか、栃木との県境には那珂川水系の黒川が流れている。

#### 3 地質

本村の地質は、真名子～虫笠～上羽太～柏野～段の原～鶴生～熊倉には、柏野層（河岸段丘構成層）、追原～西郷瀨～黒川には追原層（河岸段丘構成層、一部埋積堆積物）、川谷～一の又～田土ヶ入～原中～上新田～下新田には西郷層（河岸段丘構成層、旧谷底埋堆積物）、芝原・伯母沢・稗返には、那須火山群の山体を形成する安山岩質の溶岩と集塊岩から形成されている。

また、甲子山東側は花崗岩、赤面山東側は、那須火砕流堆積物により形成されている。

#### 4 気象

本村は、冬は大陸から寒冷な西～北西の季節風が降雪をもたらし、夏は太平洋からの高温多湿な南東季節風が吹いてくる。山間気象の影響を受けるため、比較的冷涼で降水量が多い。

### 第2 社会的条件

---

#### 1 人口の推移

本村の人口は、国勢調査によると、昭和45年から令和2年にかけて増加傾向にある。

令和2年の人口は、総数 20,808人で、年齢別の割合は、15歳未満が13.5%、15歳から65歳未満が58.4%、65歳以上が28.0%となっている。

また、65歳以上の人口は、昭和45年で7.2%、平成22年で18.4%、平成27年で22.5%、令和2年で28.0%と県内においては低いものの、年々高齢化が進んでいることがうかがわれる。

#### 2 土地利用の推移

本村は、農業中心の村であるが、東北新幹線や東北自動車道の開通により、本村の東部、白河市と隣接する地域を中心に商工業が発展している。

土地利用の現況は、次のとおりである。

〈土地利用の状況〉

区分	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
面積 (ha)	1,283.2	618.1	788.2	117.2	9979.5	1320.4	1418.1	563.5	3117.2
割合 (%)	6.68	3.22	4.10	0.61	51.96	6.87	7.38	2.93	16.23

西郷村オープンデータによる。

### 3 交通

本村の鉄道網としては、隣接都市圏を結んでいる東北本線と東京や福島・仙台の主要都市へ連結している東北新幹線がある。本村東部の白河市と隣接する地区に、東北本線と東北新幹線の駅である新白河駅がある。

一方、本村の道路網としては、村東部を走る東北自動車道をはじめ、国道4号、国道289号が幹線となり、それを補完するように県道が整備されている。本村の国道と県道は東部と東西に走るルートとなっているが、本村を南北に結ぶ幹線道路としては、村道5189号及び村道23号があり、また、ふるさと農道の整備により交通網が拡充された。

## 第3 社会的災害要因の変化

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると考えられる。

- (1) 市街地への人口集中による、被災人口の増大と火災の多発、延焼地域拡大の危険性が高まっている。
- (2) 生活様式の変化により、電力、ガス、上下水道、電話等ライフライン施設への依存度が高まっている。
- (3) 自動車利用の普及による交通混乱の拡大が予想される。
- (4) 産業の発展、生活の高度化により危険物等が集積されてきている。
- (5) コミュニティ意識の低下に伴う防災機能の低下が危惧される。

## 第6節 西郷村における災害

### 第1 地震災害の履歴

2011年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は、マグニチュード9.0の地震で、宮城県栗原市で震度7を観測したほか、東北地方を中心に北海道から九州地方にかけて震度6強～7を観測した。

また、太平洋側に大きな津波が発生した。本村においては、この地震により震度6弱の揺れを観測し、死者3人、負傷者4人、一般住宅の全壊約40棟、半壊約300棟の被害が発生した。

また、2021年2月13日に発生した福島県沖地震では、震度5弱の揺れを観測した。

### 第2 地震による被害の想定

県は、令和元年から令和4年にかけて津波・地震が発生した場合の被害を想定し、「福島県地震・津波被害想定調査報告書」（令和4年11月）を公表した。

この報告書では、県に大きな被害をもたらす地震として、3つの地震及び市町村庁舎直下で発生する地震を想定している。これらの地震の被害を本計画の前提として記載する。

#### 1 想定地震の設定

想定地震の概要は、次のとおりである。

また、想定は、被害が異なる3種類のシーン（冬5時・夏12時・冬18時）を設定して行っている。

〈想定地震の概要〉

地震名	マグニチュード※
ア 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震	Mj7.8、Mw7.1
イ 会津盆地東縁断層帯を震源とする地震	Mj7.7、Mw7.0
ウ 想定東北地方太平洋沖地震	Mj9.0、Mw9.0
エ 村直下の地震	Mj7.3、Mw6.8

※ Mj：気象庁マグニチュード      Mw：モーメントマグニチュード

#### 2 被害想定結果

##### (1) 地震動・液状化

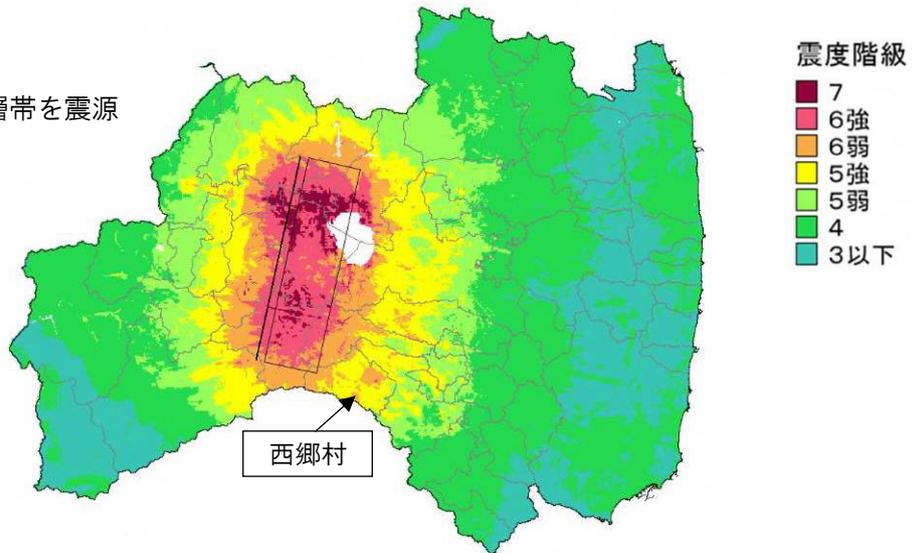
各地震で想定される村の最大震度は、次のとおりである。

- ア 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震：震度4
- イ 会津盆地東縁断層帯を震源とする地震：震度6強
- ウ 想定東北地方太平洋沖地震：震度7
- エ 村直下の地震：震度7

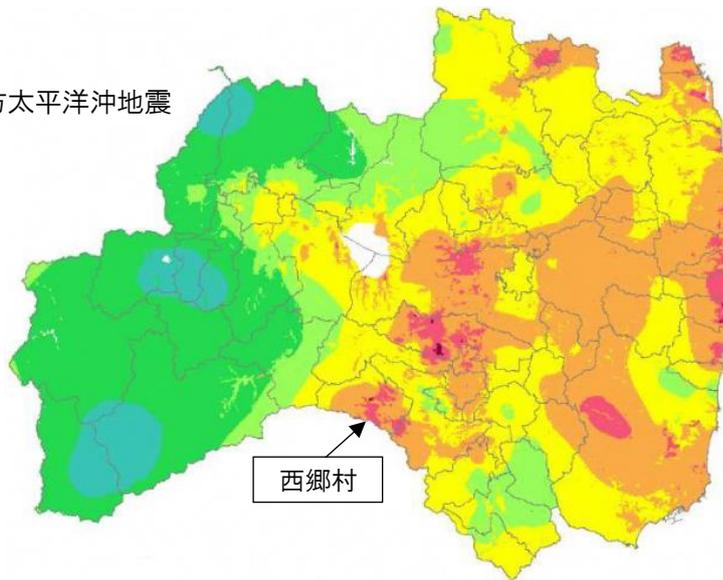
うち、大きな揺れが想定されるイ～エの地震の震度分布を次に示す。

〈震度分布図〉

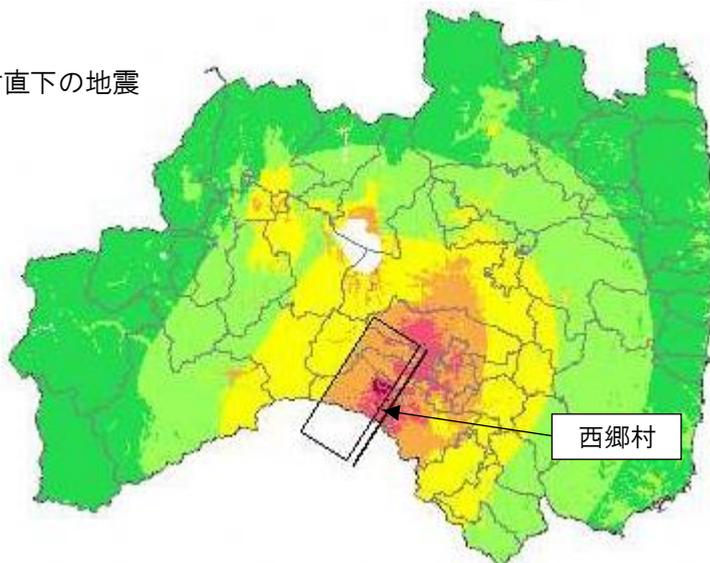
会津盆地東縁断層帯を震源とする地震



想定東北地方太平洋沖地震



村直下の地震



(2) 液状化

河川沿いの低地で液状化危険度が「高い」「やや高い」と想定された箇所がある。

(3) 被害

風速 8m/s の条件下における被害は、次のとおり想定された。

なお、福島盆地西縁断層帯を震源とする地震は、震度が小さく被害がないため記載していない。

〈会津盆地東縁断層帯の地震の被害〉

時刻・時期		冬・5時	夏・12時	冬・18時	
風速		8m/s	8m/s	8m/s	
建物被害	全壊	液状化	2棟	2棟	2棟
		揺れ	3棟	3棟	3棟
		急傾斜地	1棟	1棟	1棟
		火災	0棟	0棟	0棟
		合計	5棟	5棟	5棟
	半壊	液状化	17棟	17棟	17棟
		揺れ	57棟	57棟	57棟
		急傾斜地	2棟	2棟	2棟
	合計	76棟	76棟	76棟	
	出火	全出火	0件	0件	0件
		炎上出火	0件	0件	0件
		残出火	0件	0件	0件
人的被害	死者	建物倒壊	*人	*人	*人
		(うち屋内収容物等)	*人	*人	*人
		急傾斜地崩壊	*人	*人	*人
		火災	0人	0人	0人
		ブロック塀等	*人	*人	*人
	合計	*人	*人	*人	
	負傷者	建物倒壊	9人	10人	8人
		(うち屋内収容物等)	6人	5人	5人
		急傾斜地崩壊	*人	*人	*人
		火災	0人	0人	0人
		ブロック塀等	*人	*人	*人
	合計	9人	10人	8人	
重傷者	建物倒壊	*人	*人	*人	
	(うち屋内収容物等)	*人	*人	*人	
	急傾斜地崩壊	*人	*人	*人	
	火災	0人	0人	0人	
	ブロック塀等	*人	*人	*人	
合計	*人	*人	*人		
要配慮者					
死者	建物倒壊	*人	*人	*人	
	(うち屋内収容物等)	*人	*人	*人	
	急傾斜地崩壊	*人	*人	*人	
	火災	0人	0人	0人	
	ブロック塀等	*人	*人	*人	
合計	*人	*人	*人		
負傷者	建物倒壊	1人	2人	1人	
	(うち屋内収容物等)	1人	1人	1人	
	急傾斜地崩壊	*人	*人	*人	
	火災	0人	0人	0人	
	ブロック塀等	*人	*人	*人	
合計	1人	2人	1人		
重傷者	建物倒壊	*人	*人	*人	
	(うち屋内収容物等)	*人	*人	*人	
	急傾斜地崩壊	*人	*人	*人	
	火災	0人	0人	0人	
	ブロック塀等	*人	*人	*人	
合計	*人	*人	*人		
要救助者(地震)					
		1人	0人	1人	
ライフライン	電力停電率		35.9%		
	断水率		7.9%		
	下水道機能支障率		7.1%		
	都市ガス供給停止率		0%		
	LPガス機能支障率		1.1%		
	通信不通率		35.9%		
	避難者数		31人	31人	31人
要配慮避難者数		5人	5人	2人	
災害廃棄物		2,384 t	2,384 t	2,384 t	

\* わずか、0 被害なし

〈想定東北地方太平洋沖地震の被害〉

時刻・時期		冬・5時	夏・12時	冬・18時	
風速		8m/s	8m/s	8m/s	
建物被害	全壊	液状化	3棟	3棟	3棟
		揺れ	252棟	252棟	252棟
		急傾斜地	2棟	2棟	2棟
		火災	0棟	38棟	104棟
	合計		257棟	296棟	361棟
	半壊	液状化	29棟	29棟	29棟
		揺れ	1,182棟	1,182棟	1,182棟
		急傾斜地	3棟	3棟	3棟
		合計	1,214棟	1,214棟	1,214棟
	出火	全出火	1件	1件	2件
		炎上出火	0件	1件	1件
		残出火	0件	1件	2件
合計		1件	2件	3件	
人的被害	死者	建物倒壊	14人	6人	11人
		(うち屋内収容物等)	1人	1人	1人
		急傾斜地崩壊	*人	*人	*人
		火災	0人	1人	3人
		ブロック塀等	*人	*人	*人
	合計		14人	7人	14人
	負傷者	建物倒壊	233人	205人	190人
		(うち屋内収容物等)	22人	17人	16人
		急傾斜地崩壊	*人	*人	*人
		火災	0人	15人	46人
		ブロック塀等	*人	*人	*人
	合計		233人	220人	236人
重傷者	建物倒壊	23人	23人	20人	
	(うち屋内収容物等)	4人	3人	3人	
	急傾斜地崩壊	*人	*人	*人	
	火災	0人	6人	18人	
	ブロック塀等	*人	*人	*人	
合計		23人	29人	38人	
要配慮者					
死者	建物倒壊	2人	1人	2人	
	(うち屋内収容物等)	*人	*人	*人	
	急傾斜地崩壊	*人	*人	*人	
	火災	0人	*人	1人	
	ブロック塀等	*人	*人	*人	
合計		2人	1人	2人	
負傷者	建物倒壊	37人	33人	30人	
	(うち屋内収容物等)	3人	*人	3人	
	急傾斜地崩壊	*人	*人	*人	
	火災	0人	2人	7人	
	ブロック塀等	*人	*人	*人	
合計		37人	35人	37人	
重傷者	建物倒壊	4人	4人	3人	
	(うち屋内収容物等)	1人	1人	1人	
	急傾斜地崩壊	*人	*人	*人	
	火災	0人	1人	3人	
	ブロック塀等	*人	*人	*人	
合計		4人	5人	6人	
要救助者(地震)		60人	80人	73人	
ライフライン	電力停電率		87.4%		
	断水率		62.8%		
	下水道機能支障率		30.9%		
	都市ガス供給停止率		100.0%		
	LPGガス機能支障率		1.7%		
	通信不通率		87.4%		
避難者数	841人	913人	1,048人		
要配慮避難者数	133人	145人	166人		
災害廃棄物	58,031 t	60,986 t	85,950		

\* わずか、0 被害なし

〈村直下の地震の被害〉

建物被害	全壊棟数	596 棟					
	全壊率	4.6%					
	半壊棟数	1,907 棟					
	半壊率	14.8%					
人的被害	季節・時刻	夏			冬		
		5時	12時	18時	冬5時	冬12時	冬18時
	死者	34人	15人	26人	34人	15人	26人
	負傷者	408人	370人	332人	408人	370人	332人
	重傷者	55人	51人	45人	55人	51人	45人



## 第2章 災害予防計画



## 第1節 防災組織の整備・充実

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、村及び防災関係機関は、防災体制を整備し、広域的な応援を含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の万全を期す。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 西郷村の防災組織	各課	
第2 自主防災組織	防災課	
第3 応援協力体制の整備	防災課	
第4 その他の防災組織		

### 第1 西郷村の防災組織

#### 1 西郷村防災会議

##### (1) 設置の根拠

災害対策基本法第16条の規定に基づき設置する。

##### (2) 所掌事務

- ア 西郷村地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- イ 村の地域に係る災害が発生した場合、当該災害に関する情報を収集すること。
- ウ 村の地域に係る災害が発生した場合、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、県及び関係市町村、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- エ 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施推進を図ること。
- オ 上記に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

##### (3) 組織

- ア 会長は村長をもって充てる。
- イ 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- ① 指定地方行政機関の職員のうちから会長が任命する者
- ② 県の知事の部内の職員のうちから会長が任命する者
- ③ 県警察官のうちから会長が任命する者
- ④ 村長がその部内の職員のうちから指名するもの
- ⑤ 教育長
- ⑥ 白河地方広域市町村圏消防本部西郷分署長及び消防団長
- ⑦ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから会長が任命するもの

- ウ 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

#### 2 西郷村災害対策本部

##### (1) 設置の根拠

災害対策基本法第23条の2の規定に基づき設置する。

##### (2) 所掌事務

西郷村防災会議と緊密な連携をもとに、西郷村地域防災計画の定めるところにより村内の災害予防及び応急対策を実施する。

(3) 組織

- ア 本部長は村長とする。
- イ 副本部長は副村長、消防団長とする。
- ウ 本部員は各課長の職員をもって充てる。

3 西郷村水防協議会

(1) 設置の根拠

水防法第34条の規定に基づき設置する。

(2) 所掌事務

西郷村の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議する。

(3) 組織

会長1人及び委員25人以内で組織する。

- ア 会長は村長とする。
- イ 委員は次の中から会長が命じ、又は委嘱した者とする。

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| ① 関係行政機関の職員 | ② 水防に関係のある団体の代表者 |
| ③ 学識経験者     |                  |

4 水防本部

(1) 設置の根拠

水防法第33条の規定により定められた水防計画より設置する。

(2) 所掌事務

水防法第10～13条及び気象業務法第14条の2の規定により、気象、洪水等についての水防活動に適合する予防及び警報の通知があったときからその危険が解消するまでの間、本村に水防本部を設置し、水防事務を処理する。

(3) 組織

- ア 本部長は村長とする。
- イ 副本部長は副村長、消防団長とする（2人）。
- ウ 水防事務員は教育長他、各課長等の職員をもって充てる。

5 西郷村消防団

(1) 設置の根拠

西郷村消防団設置等に関する条例により設置

(2) 所掌事務

西郷村の消防事務を処理する。

(3) 組織

本部と分団から構成し、分団に班をおく。

## 第2 自主防災組織

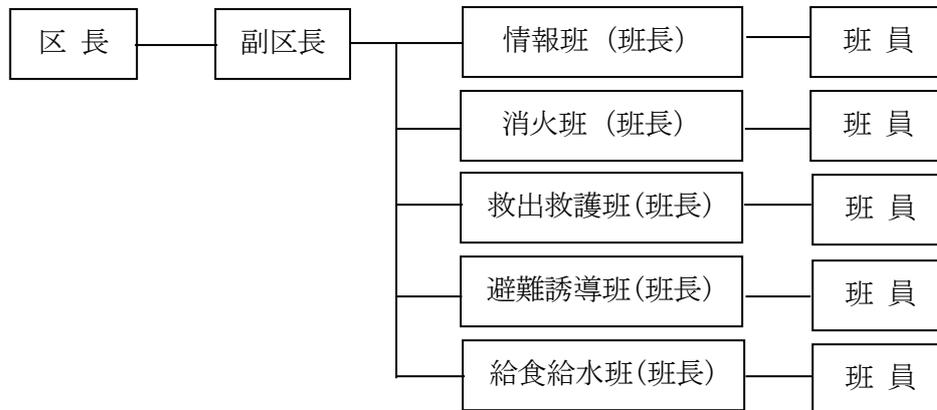
---

1 設置の目的

災害対策基本法第5条の規定に基づき、隣保協同の精神により自発的に地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、行政区等を単位として設置するものである。

## 2 組織編成

自主防災組織の編成は、それぞれの規約で定めるところによるが、例示をすると次のとおりである。



〈自主防災組織の編成例〉

## 第3 応援協力体制の整備

### 1 県、関係機関及び隣接市町村との応援協力体制

村は、災害について適切な応急措置を実施するため、あらかじめ県や関係機関及び隣接市町村と相互に連絡調整し、応援協定の締結や細部事項の十分な検討を行い、円滑な組織の整備・運営が図られるよう努める。

### 2 消防の相互応援

村は、隣接市町村等と消防相互応援協定等に基づき円滑な消防応援体制の整備を図るとともに、県内全消防本部「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

また、大規模災害時における消防活動にあたるため、他都道府県及び他都道府県市町村の所有するヘリコプターによる広域航空消防応援体制等を「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」をもとに、整備を進める。

### 3 自衛隊派遣要請

村は、大規模な災害が発生し、自衛隊の派遣要請が必要な場合のために、その手続き等の把握に努め、迅速な災害派遣活動が実施できるような体制の整備を進める。

また、村内には自衛隊演習場があるため、村は自衛隊との連絡体制を確立する。

### 4 民間企業等との協力計画

村は、村内及び所掌事務に関する公共的団体、防災組織、民間企業・団体に対して、災害時における応急対策等について、積極的な協力を得られるよう体制を整える。

また、必要に応じ協定等の締結を検討する。

### 5 受援体制の整備

村は、「西郷村受援応援計画」に基づき、円滑に応援が受けられるように、受援担当の指名、応援要請、受け入れの手順等、具体的な受入体制の整備に努める。

#### 6 国への応援の要求等

村は、訓練等を通じて、国（総務省）が所管する応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発生時における円滑な活用の促進に努める。

### 第4 その他の防災組織

---

不特定多数の者を収容する施設や危険物等取扱施設の管理者は、その施設の用途、規模に応じた自衛防災組織の整備充実を図る。

## 第2節 防災情報通信網の整備

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つために、村及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、次のような安全対策を講ずる。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 通信設備の整備	防災課	
第2 その他通信網の整備活用	企画政策課	

### 第1 通信設備の整備

---

#### 1 通信設備の整備

村は、災害時の情報伝達的手段として、「防災 Info にしごう」の登録促進、戸別受信機の貸付、アマチュア無線の活用等、伝送路の多ルート化、非常電源装置の整備等を推進する。

#### 2 非常通信体制の充実強化

村は、災害時等に加入電話又は自己の所有する無線通信施設が使用できない場合、又は利用することが困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、東北地方非常通信協議会の活動を通して非常通信体制の整備充実に努める。

### 第2 その他通信網の整備活用

---

村は、総合行政システム等の安定的な運用を確保するため、クラウド化の促進及び重要データのバックアップ体制の強化に努める。

## 第3節 地震観測計画

県が計測震度計を設置するなど観測体制を整備しており、このデータに基づいて初動体制の確立を図る。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 地震観測網の活用	防災課	

### 第1 地震観測網の活用

---

#### 1 地震観測網

県の整備した計測震度計が西郷村には存在し、計測震度計により観測された震度情報を、県庁を經由し震度情報ネットワークシステムを通じて県内各機関に配信することができ、初動体制の充実・強化に活用されている。

#### 2 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

全国瞬時警報システム（J-ALERT）は、気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、村の災害情報伝達システムを自動起動するシステムである。本村では震度4から起動することとなっており、これを活用した初動体制を整備する。

## 第4節 都市の防災対策

大規模災害時には、木造建築物が散在している所や新白河駅周辺の市街地では災害の危険性が高くなる可能性がある。そのため、耐震・不燃化の促進を図る必要がある。被害を最小限に防止するためには、建築物の耐震化・不燃化の促進、都市公園の整備・保全による防災空間の確保、計画的な街路整備による避難及び輸送路の確保等により、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 建築物防災対策	財政課、建設課	県南建設事務所
第2 防災空間の確保	防災課、建設課	県南建設事務所

### 第1 建築物防災対策

#### 1 耐震性の強化

村は、「西郷村耐震改修促進計画」（令和4年3月）に基づき、建築物の耐震性を強化する。

また、「公共施設等総合管理計画」（令和4年3月）に基づき、公共施設の耐震性を確保しつつ適切に管理して長寿命化を図る。

##### (1) 公共建築物等

公共建築物は、耐震性能が不十分とされている建築物を可能な限り早期に概ね解消することを目標として整備を行う。

##### (2) 民間建築物

住宅は、令和12年度末までに、耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標として、耐震診断及び耐震補強への支援、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震改修等促進のための施策を推進する。

#### 2 被災建築物の応急危険度判定制度

村は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）が、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動ができるよう、県の指導のもと、民間の建築士等の協力を得て建築物応急危険度判定実施体制の整備を実施する。

#### 3 非構造部材の耐震対策

村は、関係機関とともに、建築物の所有者又は管理者に対し、天井、窓ガラス、外壁部材、屋根瓦等の落下物防止、家具の転倒防止等について啓発を行う。

#### 4 ブロック塀の耐震対策

村は、県と協力の下、地震によるブロック塀（石塀を含む。）の倒壊を防止するため、次の施策を実施する。

##### (1) 実態調査

通学路、避難路及び避難場所等に重点を置きブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。

##### (2) 改修の支援

倒壊の危険性があるブロック塀等、避難路沿道等に存するブロック塀等の除却工事を支援する。

また、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について、広報紙等を活用して普及啓発を図る。

## 5 建築物の不燃化

### (1) 既存建築物に対する改善指導

県及び村は、旅館等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性を常時確保するため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

また、大規模な既存特殊建築物及び中小雑居ビルに対して、防火及び避難の安全を確保するため、必要な防火避難施設の改善を指導する。

### (2) 防火対象物定期点検報告制度

県及び村は、消防本部が実施する「防火対象物定期点検報告制度」に基づき、必要に応じ、消防本部と連携して防火避難施設の改善指導を行う。

## 第2 防災空間の確保

---

### 1 都市公園等の整備

都市公園等は、大規模な災害の発生時には、延焼防止、避難地あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。このため、村は、計画的に整備拡大を図り、防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

### 2 幹線道路等の整備

道路は、災害時に避難路や防火帯の役目を果たす等重要な役割を果たしている。このため、村は、災害時の避難路ネットワークとともに、緊急物資の輸送、救急、消防等の緊急活動に効果を発揮する幹線道路ネットワークの整備を推進する。

### 3 防災機能の確保

村は、都市の基盤として整備される道路や都市公園等を利用し、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、ヘリポート等の災害時に必要となる施設の整備を推進する。

### 4 オープンスペースの確保

村は、災害時に、住民の避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅の建設用地、がれきの仮置場等に活用できる公園、グラウンド、河川敷、農地等のオープンスペースについて、定期的に調査を実施し、その把握に努める。

## 第5節 生活関連施設等災害予防対策

水道施設及び下水道施設の耐震性を強化して、災害時の被害を最小限にとどめ、かつ速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施する。

また、電気施設及びガス施設の被害を軽減するため、安定した電力及びガス供給の確保を図るとともに、施設の破損等による二次災害を防止するため、予防措置を講ずる。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 水道施設の予防対策	上下水道課	
第2 下水道施設の予防対策	上下水道課	
第3 電力施設災害予防対策	防災課	東北電力(株)、東北電力ネットワーク(株)
第4 LPガス災害予防対策	防災課	(一社)福島県LPガス協会、LPガス事業者
第5 電気通信施設災害予防対策	防災課	東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)
第6 鉄道災害予防対策	防災課	東日本旅客鉄道(株)

### 第1 水道施設の予防対策

#### 1 水道施設等の整備

村は、水道施設の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図る。

- (1) 既存施設の耐震性診断を行い、順次計画的に耐震化を進める。
- (2) 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により、地震被害の軽減を図る。
- (3) 施設の電気設備（情報伝送設備、遠隔監視・制御設備、自家発電設備等）について耐震化を図る。
- (4) 水道事業の耐震化のための必要経費の確保を図る。

#### 2 応急復旧用資機材の備蓄

村は、応急復旧用資機材を備蓄し、その状況を常時把握する。

#### 3 相互応援

村は、隣接水道事業者等、さらには地震等による同時被災を免れると思われる水道事業者と応急復旧等の応援活動等相互応援体制の確立を図る。

### 第2 下水道施設の予防対策

#### 1 下水道施設の整備

村は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たり、立地条件に応じ、地震等の災害に対し次の対策を実施する。

- (1) ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震計算を行い、その他の施設については、ある

程度の地震等の災害の被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等により機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とするなど、復旧対策に重点を置いた整備を図る。

- (2) ポンプ場及び処理場では、地震等の災害時においても最小限の排水機能が確保されるよう整備を図る。また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう予備電源の確保についても考慮する。
- (3) 地震等の災害の程度により、排水機能に支障をきたす場合があるので、緊急用として重要な管渠及び処理場については、バイパス等の整備の検討を行う。
- (4) 液状化対策として、主要な管渠工事にあたっては、事前に地質調査を実施するとともに、埋め戻す際に、液状化が起りにくい材料を使用するなど工法の検討を行う。
- (5) ポンプ場及び処理場内での各種薬品、重油及びガス等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう考慮する。
- (6) 施設の維持管理においては、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図る。

## 2 応急復旧資機材の確保

村は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、資機材の優先調達を図る。

## 3 要員の確保

村は、応急復旧に必要な要員の配置計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道事業者等と災害時の応援協定等の締結を進める。

## 第3 電力施設災害予防対策

---

電気事業者は、電気施設の被害を軽減し、安定した電力供給の確保を図るため、施設の破損等による二次災害を防止するための予防措置を講ずる。また、村は、事業者と災害時に電力の供給を確保できる協力体制を構築する。

## 第4 LPガス災害予防対策

---

LPガス事業者は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規定及び保安規定に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にする。

村は、事業者と災害時にLPガスの危険防止と安定供給を受けられるよう協力体制を構築する。

## 第5 電気通信施設災害予防対策

---

電気通信事業者は、災害時においても、通信の確保ができるよう、平常時から設備の防災構造化等を実施する。また、村は、事業者と災害時の通信手段の確保ができるよう協力体制を構築する。

## 第6 鉄道災害予防対策

---

鉄道事業者は、地震時における旅客の安全と円滑な輸送を図るための予防対策を確立し、かつ、鉄道施設の耐震性を強化し、被害を最小限にとどめるよう、施設毎に予防措置を講ずる。

村は、帰宅困難者等の対策等について、鉄道事業者と連絡をとり協力体制を構築する。

## 第6節 道路及び橋りょう等災害予防対策

道路施設等の施設管理者は、日頃から道路施設の危険箇所の点検調査とこれに基づく対策工事並びに橋りょうの点検調査に基づく補強等を実施し、地震に強い施設の確保に努める。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 道路及び橋りょう災害予防対策	建設課	県南建設事務所、郡山国道事務所
第2 農道・林道及び橋りょう災害予防対策	産業振興課	県南農林事務所

### 第1 道路及び橋りょう災害予防対策

#### 1 道路の整備

村は、県及び関係自治体と連携しながら、災害時の緊急車両及び輸送車両等の通行を確保するため、村外とを結ぶ幹線道路の整備を促進する。

また、村道については、道路パトロールにより道路損傷等、危険箇所等を把握し、早期補修を行い、通行を確保する。

#### 2 橋りょうの整備

村は、「西郷村橋梁長寿命化修繕計画」（令和5年3月）に基づき、定期点検等により橋梁の状態を把握し、効率的に修繕・架替を行い、災害に強い橋りょうの機能を確保する。

### 第2 農道・林道及び橋りょう災害予防対策

#### 1 農道・林道の保全整備

村は、法面の崩落、落石等の危険箇所を把握するとともに、県との協議の上、計画を樹立し、法面保護施設の工事を実施し、危険箇所の解消を図る。

#### 2 橋りょうの整備

村は、経年により老朽化した橋りょうについて点検し、耐震上不十分であれば補強について、県と協議の上対策を実施する。

また、林道橋りょうについては、林道管理者の調査計画により順次、架け替え、補強を実施する。

## 第7節 河川施設災害予防対策

河川、ダムなどは、地域住民の生命・財産を守り、産業の発展に欠かせない施設である。これらの施設の整備にあたっては耐震性に十分配慮し、計画的に予防対策を実施する。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 河川災害対策	建設課	県南建設事務所
第2 ダム施設等災害対策		県南建設事務所
第3 ため池施設災害対策	産業振興課	県南農林事務所

### 第1 河川災害対策

---

河川管理者は、河川改修の良好な維持管理に努める。

また、地震により河川管理施設が被災した場合は、早急に復旧し浸水被害に備える。

### 第2 ダム施設等災害対策

---

ダムは、河川管理施設等構造令等に基づき設計、施工されたものであり、ダム管理者は、防災計画目標として、「改訂・ダム構造物管理基準」（1986年5月一般社団法人日本大ダム会議）により保守管理を行う。

### 第3 ため池施設災害対策

---

県は、地震等による破損等で決壊した場合の浸水により、下流に被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池に指定し、防災工事等を計画的に実施するための防災工事等推進計画を策定する。

村は、防災重点農業用ため池について、決壊した場合に想定される浸水範囲等を図示した「ため池ハザードマップ」を作成し、村ホームページ等で周知する。

## 第8節 地盤災害等予防対策

急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流地区、山地に起因する災害危険箇所では、地震、台風や集中豪雨による土砂災害により被害が発生し、住民の生命、財産に多大の損害を与える可能性がある。

そのため、その危険性を再認識するとともに、土砂災害を未然に防止するための対策を講じる。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 土砂災害対策	防災課、建設課	県南建設事務所
第2 治山対策	産業振興課	県南農林事務所
第3 宅地防災対策	建設課	県南建設事務所
第4 盛土の災害防止対策	環境保全課、建設課	県南建設事務所
第5 二次災害の予防対策	建設課	県南建設事務所

### 第1 土砂災害対策

#### 1 警戒避難体制の整備

県及び村は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害の危険のある区域の警戒避難体制を整備する。

##### (1) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、村長の意見を聴いて、土砂災害の発生するおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、また、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊を生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

##### (2) 警戒避難体制の整備

村は、土砂災害警戒区域ごとに、情報伝達、予警報の発表・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、土砂災害警戒区域、避難場所、とるべき避難行動等を示したハザードマップを作成し、住民に周知する。

##### (3) 土砂災害特別警戒区域における対策

##### ア 特定の開発行為に対する許可制度

県は、住宅宅地分譲、社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者関連施設の建築のための開発行為について審査し、「対策工事の計画が安全を確保するために必要な技術的基準に従っている」と判断した場合に限って許可をする。

##### イ 建築物の構造の規制

県及び民間確認検査機関は、居室を有する建築物について、土砂災害に対して構造が安全であるかどうかの建築確認を行う。

##### ウ 建築物の移転等の勧告

県は、著しい損壊の恐れがある建築物の所有者に対し、移転等の勧告を行う。

#### 2 土石流対策

県は、土石流による災害から住民の生命や財産を守るため、砂防法（明治30年法律第29号）に基づき、砂防事業を推進するとともに、村に対し、土石流危険渓流、砂防指定地及び土石流災

害に対処するため警戒避難に関する資料を提供する。

### 3 地すべり対策

県は、地すべりによる災害から住民の生命や財産を守るため、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づき、地すべり対策事業を推進するとともに、村に対し、地すべり危険箇所、地すべり防止区域及び地すべりに対処するための警戒避難に関する資料を提供する。

### 4 急傾斜地崩壊対策

県は、がけ崩れによる災害から住民の生命や財産を守るため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、急傾斜地崩壊対策事業を推進するとともに、村に対し、急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域及びがけ崩れに対処するための警戒避難に関する資料を提供する。

## 第2 治山対策

---

県は、山地に起因する災害から県民の生命や財産を守るため、治山事業（治山ダムの設置、山腹崩壊箇所の復旧等）を計画的に実施する。

また、治山事業、森林整備事業、森林病虫害防除事業等の計画に基づき、県、市町村、森林組合、森林所有者が一体となって森林整備を推進する。

## 第3 宅地防災対策

---

### 1 宅地造成地の災害予防対策

県は、造成地に発生する地震による災害の防止を図るため、宅地造成等規制法、都市計画法、建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成、開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工において、指導、監督を行う。

### 2 がけ地近接等危険住宅移転事業

県及び村は、がけ地の崩壊等の災害から住民の生命や財産を守るため、危険区域に存在する既存の不適合住宅の移転を促進するために、移転について指導及び補助金を交付する。

### 3 液状化対策等

村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進する。

## 第4 盛土の災害防止対策

---

県及び村は、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

また、県は、対策完了までの間に、村が地域防災計画及び避難情報の発令基準等を見直す場合は、適切な助言及び支援を行う。

## 第5 二次災害の予防対策

---

県及び村は、余震あるいは降雨等による二次的な災害を防止するための土砂災害等の危険箇所を、

専門技術者（斜面判定士、山地防災ヘルパー）等を活用し点検する体制の整備を図る。

また、危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導體制等について検討する。

## 第9節 火災予防対策

火災の発生を未然に防止し、また、一旦火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、火災予防に関し必要な事業及びその他の対策について定める。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 出火防止対策	防災課	白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）
第2 初期消火体制の整備	防災課	白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）
第3 火災拡大要因の除去計画	建設課	白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）
第4 消防力の強化及び広域応援体制の整備	防災課	白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）
第5 消防水利等の整備拡充等	防災課	白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）
第6 救助体制の整備	防災課	白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）

### 第1 出火防止対策

村及び消防本部は、関係機関と協力し、次の火災予防対策を実施する。

#### 1 火災予防思想の普及啓発

村及び消防本部は、村民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、春・秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、火災予防思想の普及啓発を積極的に推進する。

また、地域における防災知識及び予防思想の普及を図るため、自主防災組織、幼年消防クラブや婦人消防クラブ等の育成に努める。

#### 2 住宅防火対策の推進

村及び消防本部は、火災発生を防止するため、住宅防火診断の実施や耐震安全装置付火気使用設備器具の普及に努める。住宅防火診断を実施する場合には、被災の危険性の高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭を優先的に実施する。

#### 3 防火管理者制度の効果的運用

消防本部は、防火管理者講習等を開催するとともに、選任義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように届出を提出させる。

#### 4 予防査察指導の強化

消防本部は、出火の危険性を把握し、火災を未然に防止するため、防火対象物及び危険物等取扱施設に対し計画的な予防査察を実施し、防火管理の指導、消防用設備等の改善、勧告を行う。特に旅館、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し管理権限者に対する防火体制の徹底について指導を行う。

## 5 火災原因調査

消防本部は、火災原因の究明に努め、その調査結果を火災予防に反映させる。

## 第2 初期消火体制の整備

---

### 1 消火器等の普及

村及び消防本部は、災害発生時における初期消火の実行性を高めるために、各家庭における消火器、消火機材の普及に努めるとともに、住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理についても指導する。

また、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の設置及び火災警報装置の普及を指導する。

### 2 自主防災組織の初期消火体制

村及び消防本部は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火訓練や防火防災講習会等を通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

### 3 家庭での初期消火

村及び消防本部は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発指導するため、一般家庭を対象として消火器具の使用法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を実施する。

## 第3 火災拡大要因の除去計画

---

### 1 道路等の整備

村は、計画的に道路網及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急通路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

### 2 建築物の防火対策

村は、公共建築物を原則として耐火構造とするが、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律及び「ふくしま県産材利用推進方針」の目的等を十分に鑑みた上で耐火構造の要否を判断する。

公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃及び耐火建築の推進を啓発指導する。

### 3 薬品取扱施設対策

消防本部は、教育施設、薬局等における薬品類については、延焼又は落下により発火、爆発する危険性を有しているため、これらの施設に対し、薬品類の管理及び転落防止について指導する。

## 第4 消防力の強化及び広域応援体制の整備

---

村及び消防本部は、「消防力の整備指針」に基づき、消防資機材等の整備にあたっては、年次計画を立て、国庫補助制度、県単独の補助制度等を積極的に活用して充実強化を図るとともに、消防団員についても組織の活性化を図りながら、地域の実情に応じた配置とするよう努めるとともに、消防団の育成強化に努める。

また、隣接市町村等と消防相互応援協定の締結を促進するとともに、円滑な応援体制の整備を図る。

## 第5 消防水利等の整備拡充等

---

### 1 消防水利等の整備拡充

村及び消防本部は、「消防水利の基準」に基づき、県の指導のもと、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利の整備及び河川、池等の自然水利の確保により火災鎮火のために消防とともに不可欠な消防水利の適正な配置を行い、消防有効水利の基準の達成に努める。また、耐震性貯水槽の整備について検討する。

### 2 化学消火薬剤の貯蔵管理

村は、県が特殊火災に対応するため、購入している化学消火薬剤の管理等の委託を受けた場合には、「福島県化学消火薬剤備蓄管理要綱」に基づき、貯蔵管理を行う。

## 第6 救助体制の整備

---

村は、自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助体制の整備を図る。

消防本部は、高性能の救助工作車、高規格救急車や高度救助用資機材を整備し、各種災害に対応できるよう訓練を充実する。

## 第10節 積雪・寒冷対策

積雪期において地震が発生した場合、緊急輸送、避難等に支障がでるおそれがある。このため、県、村及び防災関係機関においては、積雪対策を推進し、地震災害の軽減に努める。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 交通路の確保	建設課	県南建設事務所、郡山国道事務所
第2 雪に強いまちづくりの推進	建設課	県南建設事務所
第3 寒冷対策の推進	防災課	
第4 孤立対策	防災課	

### 第1 交通路の確保

#### 1 道路交通の確保

地震発生時には、県や市町村と防災関係機関の行う緊急輸送等の円滑な実施を図るため、緊急輸送路の確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者は、除・排雪体制の充実を図るとともに、防雪施設（スノーシェッド、雪崩予防柵等）、消融雪施設等の整備を推進し、安全な道路交通の確保に努める。

#### 2 航空輸送の確保

村は、孤立が予想される集落のヘリポートを指定するとともに、災害時の臨時ヘリポート（場外離発着場を含む。）の除雪体制の強化を図る。

### 第2 雪に強いまちづくりの推進

#### 1 家屋倒壊の防止

県及び村は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、建築基準法の構造規定を遵守するよう指導等に努める。

また、村は、自力で屋根雪の処理が困難な世帯に対して、ボランティアによる協力など地域における相互援助体制の確立に努める。

#### 2 積雪期における避難路・避難場所の確保

県及び村は、消融雪施設（流雪溝等）の整備を進めるとともに、避難路・避難場所の確保に努める。

#### 3 雪崩危険箇所の対策

県は、雪崩による危険の著しい箇所については、災害を未然に防止するため災害危険区域を設定し、雪崩対策事業等を推進する。

また、村と連携しながら雪崩危険区域等を地域住民に周知し、専門技術者等を活用して定期的な巡視を行う等、警戒避難体制を強化する。

### 第3 寒冷対策の推進

---

#### 1 避難所対策

村は、避難施設の暖房の確保のため、電源を要しない暖房機具及び燃料のほか、積雪寒冷期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。

また、電源確保のため、非常用電源等バックアップ設備の整備に努める。

#### 2 被災者及び避難者対策

村は、積雪寒冷期を想定した防寒用品の整備・備蓄に努める。

### 第4 孤立対策

---

土砂災害や雪崩等によって道路が通行できない場合、甲子温泉等の中山間地域では、孤立することが予想される。そのため、観光施設及び村では、次の事前措置を行う。

- (1) 食料等の備蓄
- (2) 無線等の通信手段の確保
- (3) 臨時ヘリポートに活用可能な空地の選定

## 第11節 緊急輸送路等の指定

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 緊急輸送路等の指定	建設課	県、郡山国道事務所
第2 緊急通行車両の確保	防災課	白河警察署

### 第1 緊急輸送路等の指定

#### 1 緊急輸送路の指定

県は、県庁、地方振興局、市町村役場、福島空港及び隣接県の主要路線と接続する路線等を第1次から第3次の緊急輸送路として指定している。

村は、村役場と各防災拠点を結ぶ道路を村の緊急輸送路として指定する。

〈県指定緊急輸送路の種類〉

第1次確保路線	県内の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき路線
第2次確保路線	県災害対策地方本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき道路
第3次確保路線	第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路

#### 2 輸送拠点の指定

村は、村内の緊急輸送を確保するため、ヘリコプター臨時離着陸場及び物資受入拠点を指定する。

### 第2 緊急通行車両の確保

村は、災害時に災害応急対策を実施するために使用される計画のある車両等については、福島県公安委員会へ事前に届出を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。事前届出に関する手続き等は「緊急通行車両等の事前届出・確認手続き等要領」による。

## 第12節 避難対策

大規模な災害に伴う土砂災害では、迅速に安全な場所に避難することが人命を守る上で重要となる。また、大規模な地震災害は、火災等の二次災害とあいまって、大規模かつ広域的な避難となるため、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 避難計画の策定	防災課	
第2 指定緊急避難場所・指定避難所の指定	防災課、福祉課、健康推進課	
第3 避難路の選定	防災課	
第4 避難場所等の周知	防災課	
第5 学校、病院等における避難計画の策定	総務課、福祉課、学校教育課	
第6 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進	総務課	

### 第1 避難計画の策定

村は、災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定にあたっては、避難の長期化について考慮する。

- (1) 避難指示等を行う基準
- (2) 避難指示等の伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
- (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- (5) 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
  - ア 給水措置
  - イ 給食措置
  - ウ 毛布、寝具等の支給
  - エ 衣料、日用必需品の支給
  - オ 負傷者、疾病者に対する応急救護
  - カ ペットとの同行避難のためのケージ等の支援
- (6) 避難所の管理に関する事項
  - ア 避難所の管理者及び運営方法
  - イ 避難収容中の秩序保持
  - ウ 避難者に対する災害情報の伝達
  - エ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
  - オ 避難者に対する各種相談業務
- (7) 避難所の整備に関する事項
  - ア 収容施設
  - イ 給食施設
  - ウ 給水施設
  - エ トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）

- オ 情報伝達施設
- カ ペット等の保管施設
- (8) 高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対する救援措置に関する事項
  - ア 情報の伝達方法
  - イ 避難及び避難誘導
  - ウ 避難所における配慮等
  - エ 老人デイサービスセンター等の福祉施設の活用等

なお、避難行動要支援者に対する救援措置については、民生委員・児童委員、消防団、行政区、自主防災組織、ボランティア団体等との連携についても考慮する。

- (9) 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項
  - ア 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
  - イ 標識、誘導標識の設置
  - ウ 住民に対する巡回指導
  - エ 防災訓練の実施等

## 第2 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

### 1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

#### (1) 指定

村は、住民等の避難のために、災害対策基本法施行令に基づき、一定の基準を満たす施設を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する。

〈指定避難場所・指定避難所の内容〉

指定緊急避難場所	・居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所 ・異常現象の種類ごとに指定
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を、災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設

#### (2) 管理者の同意

村は、指定緊急避難場所・指定避難所を指定するときは、当該施設の管理者の同意を得る。

#### (3) 知事への通知等

村は、指定緊急避難場所・指定避難所の指定をしたときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

#### (4) 管理者の届出義務

指定緊急避難場所・指定避難所の管理者は、当該指定緊急避難場所・避難所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、村長に届ける。

#### (5) 指定の取消

村長は、指定緊急避難場所・指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

### 2 指定する場合の留意点

#### (1) 指定緊急避難場所と指定避難所との関係

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(2) 地域との事前協議

災害発生時に指定緊急避難場所等の施設開放を地域で実施できるようにする等、避難者を速やかに受け入れるための体制整備を地域と協議のうえ進める。

(3) 学校を指定する場合の措置

学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所又は指定避難所として機能させるため、教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行う。

(4) 県有施設の利用

村は、県有施設を指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。

(5) その他の施設の利用

村は、指定した避難所で不足する場合や避難が長期化する場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げができるよう、協定を締結する等、連携を図る。

### 3 避難所の整備

(1) 施設等の整備

村は、指定避難所において、次の施設・設備を整備するよう努める。

〈指定避難所の整備の事例〉

施設・設備	貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等、空調、洋式トイレ、テレビ・ラジオ・スマートフォンの充電器等の機器
生活に必要な備蓄品	食料、飲料水、トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布、紙おむつ、生理用品等

(2) 誘導標識等の整備

村は、指定した避難場所・避難所周辺に誘導標識を設置する。その場合、日本産業工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示する。

また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知する。

### 4 福祉避難所の指定及び整備

村は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者の生活を確保するため、福祉避難所を指定する。指定避難所を指定する際には、必要に応じて受け入れ対象者を特定して公示する。

また、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難の際に福祉避難所へ直接避難できるよう努める。

在宅医療患者（医療的ケア児を含む）等で医療機器の使用を必要とする者の避難に備え、医療機器等稼働のための電源を確保する。

## 第3 避難路の選定

村は、次の基準で避難路を選定する。

(1) 避難路は、概ね8 m以上の幅員とするが、この基準により難しい時は、地域の実情に応じて選

定する。

- (2) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないものとする。
- (4) 避難路の選定にあたっては、周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

## 第4 避難場所等の周知

---

村は、災害時における避難の万全を期すため、広報紙、掲示板、パンフレット等により、村民に地域内の指定緊急避難場所、指定避難所、避難路及び避難指示方法について周知する。

## 第5 学校、病院等における避難計画の策定

---

### 1 避難確保計画の作成等

村は、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域内の要配慮者利用施設を避難促進施設として指定し、地域防災計画に名称及び所在地を定める。

当該施設の指定を受けた所有者又は管理者は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、村長に報告するとともに、当該計画に基づき避難訓練を実施する。

村は、計画作成等に際し、必要な助言又は勧告等を行い支援する。

### 2 社会福祉施設等の避難計画の作成

学校、病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の管理者は、避難計画を作成し、避難対策の万全を図る。

## 第6 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進

---

迅速な避難のためには、住民が平時から自分の避難行動について考えておくことが重要である。

村は、住民に対して、平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」について、次のとおり周知啓発を図る。

### 〈「マイ避難」の取組内容〉

- |   |
|---|
| <p>ア 自宅、職場等の自然災害の危険性について、村が作成したハザードマップ等で確認すること。</p> <p>イ 緊急避難場所・避難所、避難先として安全な親戚・知人宅等、実際に避難する場所について検討しておくこと。</p> <p>ウ 避難の際の非常持出品及び避難経路を確認すること。</p> <p>エ 上記についてマイ避難計画として整理するとともに、家族で共有しておくこと。</p> |
|---|

## 第13節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

災害時には、広域的なあるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも予想される。そのため、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 医療（助産）救護体制の整備	防災課、健康推進課	
第2 防疫対策	健康推進課	
第3 応援医療体制の整備	健康推進課	

### 第1 医療（助産）救護体制の整備

#### 1 医療（助産）救護体制の確立

村は、災害による医療（助産）救護活動体制について、関係機関等と調整を図るとともに、自主防災組織の活用も図りながら、医療（助産）救護体制の確立を図る。

- (1) 救護所の指定及び整備と住民への周知
- (2) 医療救護班の編成体制の整備

#### 2 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

村は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について、「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」、「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定する。

#### 3 血液確保体制の確立

村は、災害時における血液の不足に備え、日常的に献血の促進について普及啓発を図る。

#### 4 搬送手段の確保

村は、現地及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や医療救護班の搬送について、自動車、ヘリコプター等の手段を用い確保する。

### 第2 防疫対策

村は、災害時における防疫体制の確立を図り、防疫用薬剤及び資機材の備蓄や調達計画の確立を図る。

### 第3 応援医療体制の整備

村は、災害時における、初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品及び医療資器材の調達等全ての医療救護において、県や関係機関等と広域的な応援協力について情報連絡するための体制を整備する。

## 第14節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備対策

住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図る。

また、住民は最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日頃から備える。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 食料、生活物資等の調達及び確保	防災課	
第2 防災用資機材等の整備	防災課	
第3 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立	環境保全課	
第4 罹災証明発行体制の整備	防災課、税務課	

### 第1 食料、生活物資等の調達及び確保

村は、県及び関係機関との協力のもと、食料、生活物資の調達及び確保に努める。

#### 1 食料

(1) 村は、必要に応じ、非常用食料の備蓄を行うとともに、食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結する。

また、調達に際しては、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者、食物アレルギーを有する者等にも配慮した食料の確保に努める。

(2) 村は、防災週間や防災関連行事等を通じ自主防災組織、住民、宿泊施設、事業者に対し、最低3日分（推奨1週間分）の備蓄についての啓発を図る。

(3) 村は、災害応急対策に従事する職員用として食料の確保に努める。

#### 2 生活物資

(1) 村は、必要に応じ、生活物資の備蓄を行うとともに、卸売業者、小売業者と物資調達に関する協定を締結する。

(2) 村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織、住民、宿泊施設、事業者への備蓄の啓発に努める。

〈村の備蓄目標〉

想定東北地方太平洋沖地震における避難者数1日分（3食）とする。

1,048人 × 3食 = 約3,200食

#### 3 飲料水等の確保

(1) 村は、被災後3日間は、被災者1人1日3リットルを目標として、応急飲料水を確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

(2) 村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、最低3日分の飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。

(3) 村は、食料品とともに飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する販売業者に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備を図る。

## 第2 防災用資機材等の整備

---

### 1 防災資機材の整備

村は、災害時に必要とされる救出用などの応急活動用資機材の整備充実を図る。

また、建設業組合等と協定等を結び調達体制の整備に努める。

長期間の避難生活者の受け入れが可能な避難所については、太陽光パネル、発電装置等の整備に努める。

### 2 備蓄倉庫等の整備

村は、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるとともに、学校の空き教室等の活用についても検討を行う。

また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

## 第3 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立

---

### 1 災害廃棄物処理計画の策定

村は、国の災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、災害廃棄物の仮置場の確保及び運用方針、一般廃棄物の処理を含めた災害廃棄物の処理体制、広域連携・協力のあり方等について定めた災害廃棄物処理計画を策定する。

### 2 広域処理体制の確立や民間連携の促進

村は、大量の災害廃棄物を処理するため、広域処理体制の確立、民間連携の促進等に努める。

また、白河地方広域市町村圏整備組合と、処理方法等について協議する。

## 第4 罹災証明発行体制の整備

---

村は、災害時に罹災証明の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他市町村、民間団体等との協定締結、応援の受入体制の構築等、罹災証明の交付に必要な業務実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

## 第15節 防災教育

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、村及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、住民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい認識を身につけ、冷静かつ的確な対応ができるよう、防災知識の普及と防災意識の啓発に努める必要がある。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 住民に対する防災教育	防災課	
第2 防災上重要な施設における防災教育	防災課	白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）
第3 防災対策要員に対する防災教育	防災課	
第4 学校における防災教育	学校教育課	
第5 災害教訓の伝承	防災課	

### 第1 住民に対する防災教育

村は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期を重点として、各種防災訓練、講演会、研修会等の行事や、防災の手引き、パンフレット等を作成し、住民に防災知識の普及啓発活動を実施する。

#### (1) 実施時期

ア 風水害予防に関する事項	5月～9月
	水防月間 5月1日～5月31日
イ 土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間 6月1日～6月30日
	がけ崩れ防災週間 6月1日～6月7日
	山地災害防止キャンペーン 5月～6月
ウ 火災予防に関する事項	春季全国火災予防運動 3月1日～3月7日
	秋季全国火災予防運動 11月9日～11月15日
エ 雪害予防に関する事項	12月～3月
	雪崩防災週間 12月1日～12月7日
オ 地震・津波災害に関する事項	防災とボランティア週間 1月15日～1月21日
	防災とボランティアの日 1月17日
	防災週間 8月30日～9月5日
	防災の日 9月1日
	津波防災の日 11月5日

### 第2 防災上重要な施設における防災教育

村及び消防本部は、病院、社会福祉施設、旅館等の不特定多数の者を収容する防災上重要な施設の管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図る。

### 第3 防災対策要員に対する防災教育

村は、職員（防災対策要員）に対し、災害時における適切な判断及び各種防災活動の円滑な実施を確保するため、講習会や研修会等を開催し、必要な防災教育を実施する。

## 第4 学校における防災教育

---

学校における防災教育は、安全教育の一環として幼児・児童・生徒及び職員の生命、身体の安全を守るために行うものである。

村は、避難訓練などの学校行事や、教科における自然災害、防災対策、行動、応急措置等について、学校種別や幼児・児童生徒の発達段階に応じて指導を実施する。

また、教職員への防災研修を行い、災害発生時の指示、指導が的確にできるようにする。

## 第5 災害教訓の伝承

---

### 1 災害教訓の収集、公開

村は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、公開に努める。

また、災害に関する石碑、モニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

### 2 災害教訓の伝承の取組

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

## 第16節 防災訓練

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した日頃からの訓練が重要である。

このため、村は災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の参加についても配慮する。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 総合防災訓練	防災課	
第2 個別訓練	防災課	白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）

### 第1 総合防災訓練

大規模な地震、風水害等の発生を想定し、村単独又は県及び防災関係機関や地域住民等の参加の下に総合的な防災訓練を毎年実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制に確立を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

訓練は、次の項目を基本に実施する。

#### 〈総合防災訓練の項目〉

- ① 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
- ② 火災、救急・救助等の通報、避難、避難誘導（避難行動要支援者の避難支援を含む）、救助、救急
- ③ 地域住民による初期消火、消火、化学消火、林野火災防御、集団救急事故対応
- ④ 避難所設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティア受け入れ、ボランティアセンターの設置
- ⑤ 交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
- ⑥ 水道施設及び下水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、都市ガス施設応急復旧、LPガス施設応急復旧
- ⑦ 救援物資緊急輸送及び受け入れ・仕分け、備蓄品の供与等

### 第2 個別訓練

#### 1 個別訓練

##### (1) 水防訓練

村及び防災関係機関は、水防訓練を実施し、水防活動に必要な知識と水防作業の指導、更に情報の伝達、資料管理等の確認迅速化を徹底させるとともに、住民に対する水防意識の高揚を図る。

##### (2) 通信訓練

村及び防災関係機関は、通信訓練を実施し、大雨、洪水時の情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行う。

(3) 動員訓練

村及び防災関係機関は、動員訓練を実施し、災害時の職員の動員を迅速に行う。

(4) 災害対策本部運営訓練

村及び防災関係機関は、災害対策本部運営訓練を実施し、災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集等、本部の運営を適切に行う。

(5) その他の訓練

村は、防災活動の円滑化を図るため、消火、救出救助、避難誘導、給食給水等の訓練を実施する。

(6) 訓練の評価と地域防災計画等への反映

村は、訓練の実施後においては地域防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図る。

## 2 事業所、自主防災組織及び住民の訓練

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年実施する。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策行動により、村、消防本部及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努める。

(2) 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、村及び消防本部の指導・支援のもと、地域の事業所とも協調して組織的な訓練を実施する。

訓練項目は、情報収集伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練及び避難行動要支援者の安全確保訓練等を行う。

## 第17節 自主防災組織の整備

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、村及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が、「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識のもとに、地域における相互扶助による防災活動の中心として、自主防災組織において、日頃から積極的に活動を行うことが重要である。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 自主防災組織の育成指導	防災課	
第2 自主防災組織の活動	防災課	
第3 企業防災の促進	防災課	

### 第1 自主防災組織の育成指導

村は、自主防災組織の設置及び活動の充実を促進するため積極的に広報活動を展開し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について、十分な理解を得られるよう努める。

また、西郷村自主防災組織活動育成事業により、自主防災活動の実施、防災資機材購入・更新等に対し、補助金を交付する。

〈自主防災組織の編成基準〉

- ① 適正規模の地域単位となること。
- ② 昼間人口が減少する地域では、日中の活動が確保できる規模であること。
- ③ 事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織として積極的に位置づけること。
- ④ 基本的事項について規約等を設け、活動内容を明確にすること。
- ⑤ 自主防災組織のリーダーを育成すること。

### 第2 自主防災組織の活動

#### 1 活動計画の作成

自主防災組織は、災害に対して効果的な活動ができるよう、「3年間の活動計画」と「年間活動計画」を作成する。

#### 2 地区防災計画の策定

地区防災計画は、災害対策基本法に基づき、一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が、自分たちの地域の人命、財産を守るために共同して行う防災訓練、物資及び資材の備蓄、地区居住者等の相互支援等、自発的な防災活動について定める計画である。

村は、自主防災組織等に対し「地区防災計画策定ガイドライン」、「地区防災計画ひな形」を提供する等、地区防災計画の作成支援を行う。

また、地区居住者等から当該計画の提案を受けた場合、防災会議において必要と認めるときは、地域防災計画に位置付ける。

#### 3 自主防災活動

##### (1) 防災知識の普及等

ア 自主防災組織は、防災知識の普及啓発に努める。

イ 自主防災組織は、民生・児童委員等と連携を図り、避難行動要支援者（高齢者、障がい者、外国人等）の確認に努める。

(2) 防災訓練等の実施

被害発生時において迅速かつ適切に対処するため、自主防災組織は、村及び消防組織の協力を得ながら、次のような訓練を実施する。

ア 災害情報の収集伝達訓練

イ 消火訓練

ウ 応急手当の実施訓練

エ 給食給水訓練

オ 避難訓練

(3) 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は、非常時においても確実に対応できるよう、活動に必要な防災用資機材等の整備に努めるとともに、定期的な点検を実施する。

### 第3 企業防災の促進

---

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努める。

村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、地域の防災訓練等への参加を呼びかける。

## 第18節 要配慮者対策

災害の発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等の災害時に特に配慮を要する者、いわゆる「要配慮者」が犠牲になる場合が多くなっている。

さらに、村は四季を通じて観光客も多く訪れ、その中にもこれらの人々が存在することが予想される。こうした状況を踏まえ、平常時から要配慮者に対する防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要である。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 避難行動要支援者の支援体制	福祉課、健康推進課	西郷村社会福祉協議会、西郷村民生委員協議会、西郷村行政区長会
第2 社会福祉施設における対策		社会福祉施設等
第3 在宅要配慮者に対する対策	福祉課、健康推進課	西郷村民生委員協議会
第4 外国人に対する防災対策	企画政策課、防災課	

### 第1 避難行動要支援者の支援体制

#### 1 避難行動要支援者名簿の作成

村は、村内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

##### (1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当するものとする。

- ア 要介護者認定3～5を受けている者
- イ 身体障がい者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当する者は除く）
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- エ 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- オ 村の生活支援を受けている難病患者
- カ 高齢者（後期高齢者（75歳以上で高齢者のみ世帯及び独居高齢者））
- キ 上記以外で行政区、民生委員等が支援の必要を認めた者

##### (2) 避難行動要支援者名簿の記載事項及びその入手方法

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。個人情報とは、村が管理する個人情報のデータ等を利用する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別

- エ 住所又は居所
  - オ 電話番号その他の連絡先
  - カ 避難支援等を必要とする理由
  - キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に際し村が必要と認める事項
- (3) 避難支援等関係者となる者  
平常時に名簿を提供し、支援を行う者は、行政区長、民生委員児童委員、西郷村社会福祉協議会、警察署、消防署、消防団等とする。
- (4) 名簿の更新と共有  
村は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、少なくとも6か月に一度避難行動要支援者名簿の情報の総確認を行うとともに、避難行動要支援者の把握に努める。  
また、名簿を更新した場合は避難行動要支援者名簿を情報提供している避難支援等関係者にも定期的に周知する。
- (5) 情報漏えいの防止  
名簿の提供を受けた避難支援等関係者においては、情報漏えい防止のための管理を徹底する。
- (6) 情報の伝達体制  
情報の伝達は、災害情報伝達システム、メール等を活用する。
- (7) 避難支援等関係者の安全確保  
避難行動の支援を保証するものではないこと、法的な責任・義務を負うものではないことを周知する。

## 2 個別避難計画の作成

村は、災害発生時に避難行動要支援者の避難を支援するため避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

また、避難支援等関係者となる者に当該計画を提供する。

- (1) 個別避難計画作成の対象となる避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間等  
避難行動要支援者の範囲は、避難行動要支援者名簿の作成と同様とする。  
また、作成は、令和11年度を目標とし、民生委員、西郷村社会福祉協議会、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して作成する体制とする。
- (2) 避難支援等関係者となる者  
避難行動要支援者名簿の作成と同様とする。
- (3) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法  
避難行動要支援者名簿の作成と同様とする。
- (4) 個別避難計画の更新  
避難行動要支援者名簿の作成と同様とする。
- (5) 情報漏えいの防止  
避難行動要支援者名簿の作成と同様とする。
- (6) 情報の伝達体制  
避難行動要支援者名簿の作成と同様とする。
- (7) 避難支援等関係者の安全確保  
避難行動要支援者名簿の作成と同様とする。

## 第2 社会福祉施設における対策

---

### 1 施設の整備

社会福祉施設の管理者は、施設の耐震化や備蓄を進めるなど、施設の整備に努める。

### 2 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、村との連携のもとに、他の施設、地域住民及びボランティア組織との連携を図るよう体制の整備を行う。

### 3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生に備え非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図る。

### 4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高め、災害時に適切な行動が取れるよう、定期的に防災教育や防災訓練等を実施する。

### 5 大規模停電への備え

社会福祉施設等の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

## 第3 在宅要配慮者に対する対策

---

### 1 情報伝達急体制の整備

村は、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、寝たきり高齢者、障がい者、要介護者の安全を確保するため、災害時の通報体制の整備に努める。

### 2 防災知識の普及・啓発

村は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するとともに地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、防災知識の普及・啓発に努める。

### 3 支援体制及び避難用器具等の整備

村は、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、次のような措置を講ずる。

- (1) 避難行動要支援者の避難支援ガイドライン等に基づき、民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者の把握、個別避難計画の作成等の誘導體制の整備に努める。
- (2) 避難行動要支援者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努める。

### 4 避難所における支援

村が避難所とする施設のバリアフリー化に努める。

また、村施設のうち居住性能のよい施設については、福祉避難所として指定する。

#### 第4 外国人に対する防災対策

---

村は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人をいわゆる「避難行動要支援者」と位置づけ、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、住民登録時など多様な機会に際して防災対策の周知に努める。

- (1) 「やさしい日本語」を含む多言語による広報の充実
- (2) 緊急避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化・ピクトグラム表示
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育
- (4) 外国人の雇用又は接触する機会が多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

## 第19節 ボランティアとの連携

大規模な災害発生時には、村内外から多くのボランティアの申し入れがあり、これらの力を活用するために、受け入れ、調整を行うための体制が必要となる。村及び関係機関は、ボランティア活動が円滑かつ的確に行える体制を整備する。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 ボランティア団体等の把握、登録	防災課、福祉課	西郷村社会福祉協議会
第2 ボランティアの受入体制の整備	防災課、福祉課	西郷村社会福祉協議会

### 第1 ボランティア団体等の把握、登録

#### 1 ボランティア活動の啓発

村は、「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週間」（毎年1月15日～21日）を中心に、災害ボランティアの意義や参加について啓発に努める。

#### 2 ボランティア団体等の把握、登録等

西郷村社会福祉協議会は、日本赤十字社福島県支部などと連携を図りながら、ボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアに関する情報（活動内容、規模、連絡先等）の把握に努める。さらに、その団体や人材の登録、訓練、研修などボランティアの発掘や育成に努める。

### 第2 ボランティアの受入体制の整備

#### 1 情報提供

西郷村社会福祉協議会は、地域におけるボランティアコーディネート機能を有するボランティア団体等と連携を図りながら、災害対策本部の中にボランティア団体に対する情報提供窓口を設け、情報提供に努めるなどのボランティア受入体制の整備に努める。

#### 2 ボランティアコーディネート体制の整備

村は、西郷村社会福祉協議会等のボランティア関係団体と連携をとりながら、あらかじめコーディネートを行うボランティアセンターの体制を確立しておく。

この場合、ボランティアの自発性を尊重して、ボランティア関係団体が組織主体となるよう努める。

また、ボランティア活動の拠点施設の提供について検討し、防災訓練においてボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練等を実施する。

#### 3 ボランティア保険

村及び西郷村社会福祉協議会は、ボランティアの活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア保険の普及、啓発を図るとともに、ボランティア活動時のボランティア保険への公的助成についても検討する。

## 第20節 危険物等取扱施設災害予防対策

大規模災害時における危険物等貯蔵施設に係る危険物災害や毒・劇物による災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設自体の設備強化を向上させるとともに、危険物等貯蔵施設等の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図る。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 危険物施設災害予防対策	防災課	白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）
第2 火薬類施設災害予防対策		県南地方振興局

### 第1 危険物施設災害予防対策

危険物等取扱事業者は、施設の安全管理、従業員への教育、訓練、自主保安体制の確立等を行い、災害発生及び拡大防止に努める。

村及び県は、災害発生時における危険物等による二次災害の発生及び拡大を防止するため、保安体制の確立等を図るとともに、消防本部による予防査察指導の強化、効率化を図る。

### 第2 火薬類施設災害予防対策

火薬類製造事業者は、施設の安全管理、従業員への教育、訓練、自主保安体制の確立等を行い、災害発生及び拡大防止に努める。

県は、事業者の自主保安体制の促進を図るため、自主検査、保安教育及び各種教育訓練の実施について、指導する。

## 第3章 災害応急対策計画



## 第1節 応急活動体制

村内の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び防災計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期する。

### 第1 西郷村災害対策本部

---

#### 1 災害対策本部の設置

##### (1) 災害対策本部の設置基準

村長（本部長）は、災害が発生し、又は発生のおそれのある場合において、次の基準により必要と認めるときは、災害対策基本法第23条に基づいて西郷村災害対策本部（以下、この節において「本部」という。）を設置する。

〈災害対策本部設置基準（地震）〉

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 西郷村役場に設置している福島県震度情報ネットワークシステムにおいて、震度6（弱）以上を観測したとき。</li><li>② 西郷村役場に設置している福島県震度情報ネットワークシステムにおいて、震度5（弱、強）を観測し、村内に大規模な災害が発生するおそれがあるとき。</li><li>③ 村内に地震による大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。</li></ul> |
|---|

##### (2) 本部の設置場所

本部の設置場所は原則として、村長室又は第一会議室とする。ただし、当該室に本部の設置が不可能な場合は、村内の設置可能な施設とする。

##### (3) 設置の通報先

総務部は、本部を設置した時は、県（県南地方振興局）・隣接市町村・公共機関等へ通報する。

##### (4) 村長不在時の対応

村長の不在の場合は、副村長、総務課長の順に判断者となる。

##### (5) 国及び県との連携

国、県において災害対策本部、災害対策地方本部、現地災害対策本部が設置された場合は、連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

##### (6) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害が発生した場所において、災害の規模、その他の状況により特に必要があると認めるときは、名称、組織、所管区域及び設置場所を定めて現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

なお、現地本部の組織、事務分掌等は、その都度本部長が定める。

##### (7) 関係機関からの連絡員の受け入れ

本部長は、必要に応じて、関係機関連絡室を設置し、関係機関に連絡員の派遣を要請する。

#### 2 災害対策本部の組織

##### (1) 本部長、副本部長、本部長

それぞれの役割は、次のとおりである。

〈本部長、副本部長、本部員の役割〉

本部設置時の職名	平常時の職名	主な役割
本部長	村長	① 防災会議、対策会議の議長となること。 ② 避難指示・警戒区域の指定を行うこと。 ③ 村民向け緊急声明を發表すること。 ④ 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、村民・事業所・団体等への支援協力要請を行うこと。 ⑤ その他本部が行う応急・復旧対策実施上重要事項について基本方針を決定すること。 ⑥ 本部の事務を統轄し、本部の職員を指揮監督すること。
副本部長	副村長 教育長 消防団長	① 本部長が不在等の非常時において、本部長の職務を代理すること（順位は左記の順とする）。 ② 情報を掌握し本部長に対し状況報告、助言を行うこと。 ③ 各部間の所掌事務及び職員の配備の調整を行うこと。
本部員	本部組織 図参照	① 部長として、担当部の職員を指揮監督すること。 ② 本部長、副本部長が不在等の非常時において、本部長、副本部長を代理すること。なお、本部長、副本部長を代理する順序は別に定める。 ③ 担当部の職員・資器材等の過不足調整、休養交替調整等を行うこと。

(2) 本部員会議

災害に関する情報を分析し災害対策本部の基本方針を協議するため、本部長は随時本部員会議を招集する。本部員会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長が議長を務める。

(3) 本部員会議事務局

本部員会議の運営を迅速かつ適切に行うため、本部に本部員会議事務局を置く。本部員会議事務局は、防災課で構成し、事務局長は防災課長とする。

(4) 連絡員（調整所）

連絡員は、本部員会議での決定事項、各種情報等を部に伝達する。

また、災害対策の実施において、関係する部の連絡員と手順、役割分担等の協議、情報共有、調整等の役割を行う。

(5) 西郷村災害対策本部（各部）事務分掌

西郷村災害対策本部（各部）事務分掌は次のとおりとする。

なお、災害の態様、状況に応じて、事務分掌に関わらず本部長の命ずるところにより他部の行う事項について応援する。

〈西郷村災害対策本部組織図〉



震災対策編 第3章 災害応急対策計画  
第1節 応急活動体制

〈災害対策本部事務分掌〉

部	所属課	事務分掌
総務部	総務課 防災課 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の運営に関する事。</li> <li>2 本部長の指示に関する事。</li> <li>3 避難情報の発令、防災情報の伝達等に関する事。</li> <li>4 国・県・防災関係機関等との連絡調整、報告等に関する事。</li> <li>5 国・自衛隊・県・市町村等への要請に関する事。</li> <li>6 水防活動に関する事。</li> <li>7 災害救助法に関する事。</li> <li>8 災害広報に関する事。</li> <li>9 災害記録の収集及び整理に関する事。</li> <li>10 本部長の秘書に関する事</li> <li>11 視察者、見舞者等の対応に関する事。</li> <li>12 職員の動員及び配置に関する事。</li> <li>13 職員の安否確認に関する事。</li> <li>14 災害対策要員の装備、食料支給等の支援に関する事。</li> <li>15 受援に関する事。</li> </ol>
企画部	企画政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集及び整理に関する事。</li> <li>2 安否情報に関する事。</li> <li>3 行方不明者に関する事。</li> <li>4 災害復興計画に関する事。</li> <li>5 国・県との調整に関する事。</li> </ol>
財政部	財政課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策費の予算措置に関する事。</li> <li>2 庁舎機能の確保に関する事。</li> <li>3 車両及び燃料の確保に関する事。</li> <li>4 村有財産の被害調査に関する事。</li> </ol>
税務部	税務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住家の被害認定調査に関する事。</li> <li>2 罹災証明及び被災証明の発行に関する事。</li> <li>3 税の減免等の措置に関する事。</li> </ol>
住民生活部	住民生活課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害相談に関する事。</li> <li>2 被災者生活支援に関する事。</li> <li>3 被災者台帳に関する事。</li> <li>4 遺体の安置及び埋葬に関する事。</li> </ol>
福祉健康部	福祉課 健康推進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難行動要支援者の避難支援に関する事。</li> <li>2 要配慮者の生活支援に関する事。</li> <li>3 社会福祉施設の支援に関する事。</li> <li>4 ボランティアに関する事。</li> <li>5 園児の安全確保に関する事。</li> <li>6 応急保育に関する事。</li> <li>7 応急医療及び助産に関する事。</li> <li>8 被災者の保健衛生活動に関する事。</li> <li>9 防疫に関する事。</li> </ol>

環境保全部	環境保全課	1 災害廃棄物の処理に関する事 2 環境対策に関する事 3 ペット対策に関する事
産業振興部	産業振興課 農業委員会事務局	1 食料、生活必需品の調達、受け入れ及び供給に関する事 2 農林畜産関係の被害調査、応急措置及び復旧に関する事 3 商工関係の被害調査、応急措置及び復旧に関する事 4 事業者の支援に関する事 5 観光施設との連絡及び観光客の保護等に関する事
建設部	建設課	1 土木・都市施設の被害調査、応急措置及び復旧に関する事 2 障害物の除去に関する事 3 被災建築物の応急危険度判定に関する事 4 宅地の危険度判定に関する事 5 住宅の応急修理に関する事 6 応急仮設住宅に関する事 7 村有施設の応急営繕に関する事
上下水道部	上下水道課	1 水道施設、下水道施設・集落排水施設の被害調査、応急措置及び復旧に関する事 2 給水に関する事
出納部	会計室	1 災害応急対策経費の出納に関する事 2 義援金、見舞金等に関する事
教育部	学校教育課 生涯学習課	1 教育施設の被害調査、応急措置及び復旧に関する事 2 園児・児童・生徒の安全確保に関する事 3 応急教育に関する事 4 文化財の被害調査、応急措置及び復旧に関する事 5 避難所の開設、運営の統括に関する事
共通		1 他部の応援に関する事 2 本部長の特命事項に関する事 3 避難所の開設、運営及び要員配置に関する事（部ごとに担当する避難所を指定） 4 所管施設の被害調査及び復旧に関する事

### 3 災害対策本部の運営

#### (1) 本部員会議の開催

本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部員会議を開催する。本部員会議の協議事項は、おおむね次のとおりとする。

#### 〈本部員会議の協議事項〉

- ① 避難の指示等、警戒区域の指定に関する事。
- ② 本部の非常配備体制の切り替え及び廃止に関する事。
- ③ 国、自衛隊、福島県、他市町村及び公共機関への応援要請に関する事。
- ④ 災害救助法の適用に関する事。
- ⑤ 激甚災害の指定に関する事。
- ⑥ 災害対策に要する予算及び資金に関する事。

- |                        |
|------------------------|
| ⑦ 国、県等への要望及び陳情等に関すること。 |
| ⑧ その他災害対策の重要事項に関すること。  |

(2) 通信手段の確保

村は、有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。

(3) 自家発電設備の確保

村は、停電に備え自家発電設備の再点検を行うとともに、燃料の確保その他電源確保のため必要な措置を講ずる。

4 災害対策本部解散

本部長は、災害の危険がなくなった時、又は災害発生後における災害応急対策が概ね完了した時は、本部を解散する。解散した場合の通知先は、設置時と同様とする。

第2 動員配備体制

1 配備基準

(1) 災害対策本部設置前

種別	配備体制	配備時期
警戒配備	災害に関する情報収集及び連絡活動のため、防災担当課、関係各課の所要の人員をもってあたるもので、関係機関と連絡を密にし、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。 配備要員：防災担当課、関係課の少数の人員 責任者：防災担当課長	① 西郷村役場に設置している福島県震度情報ネットワークシステムにおいて、震度4の地震が観測されたとき。【自動配備】 ② 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき。【自動配備】 ③ その他特に村長が必要と認めたとき

(2) 災害対策本部設置後

種別	配備体制	配備時期
第一号非常配備	関係各部班の所要人員で災害の発生とともに直ちに応急対策を円滑に開始できる体制とする。 また、所要の地域に現地本部をおく。 配備要員：各部・班員のおおむね1/3の人員	① 西郷村役場に設置している福島県震度情報ネットワークシステムにおいて、震度5(弱)以上の地震が観測され、村内に被害が予想されるとき。【自動配備】 ② 局地的に災害が発生し、なお拡大のおそれがあるとき。 ③ その他必要により災害対策本部長が当該配備を指令したとき。
第二号非常配備	災害対策本部の全員をもってあたるもので、組織及び機能のすべてを挙げて応急対策にあたる体制とする。 配備要員：各部・班員のおおむね1/2の人員(原則として1日3交代とする)	① 西郷村役場に設置している福島県震度情報ネットワークシステムにおいて、震度6(弱)以上の地震が観測されたとき。【自動配備】 ② 村内全域にわたる災害が発生し、又は発生が予想されるとき。 ③ その他必要により災害対策本部長が当該配備を指令したとき。

※災害の規模及び特性に応じ、臨機応変に配備体制を整える。

(3) 配備の決定

自動配備以外の場合は、防災課長から村長へ情報を伝達し、配備を決定する。

(4) 動員の方法

自動配備に該当する場合は、原則として動員連絡は行わない。職員は、テレビ・ラジオ、J-ALERT による情報や災害等の状況により自ら所定の場所に参加する。

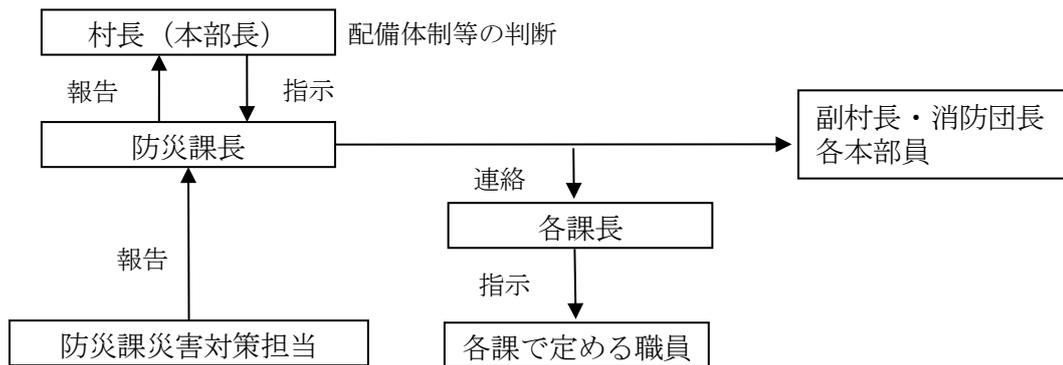
なお、自動配備以外の場合、次のように配備指令を伝達する。

ア 勤務時間内

庁内放送及び電話連絡等により動員を連絡する。

イ 勤務時間外

あらかじめ定めた「職員緊急連絡網」を通じて電話等により連絡を行う。



〈動員の流れ（自動配備以外）〉

### 第3 災害対策本部解散後の体制

災害対策本部解散後に、引き続き災害対応が必要な場合は、災害対策本部事務分掌に基づき、業務を所掌する担当課の職員で構成する災害対策班を組織して、対応にあたる。

指揮は副村長が行い、防災課長が事務局として調整にあたる。

## 第2節 災害情報の収集伝達

地震災害が発生したときは、各防災関係機関相互間の通知、要請、指示、通達等の通信を迅速かつ円滑、確実に伝達する。

また、災害が発生した場合、災害状況の調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行う。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 地震情報等の受理伝達	総務部	福島地方気象台
第2 被害情報等の収集、報告	各部	

### 第1 地震情報等の受理伝達

気象庁及び福島地方気象台が発表する地震及び津波に関する情報等の受理伝達は、次のとおり実施する。

#### 1 地震情報の種類

地震情報の種類は、次のとおりである。

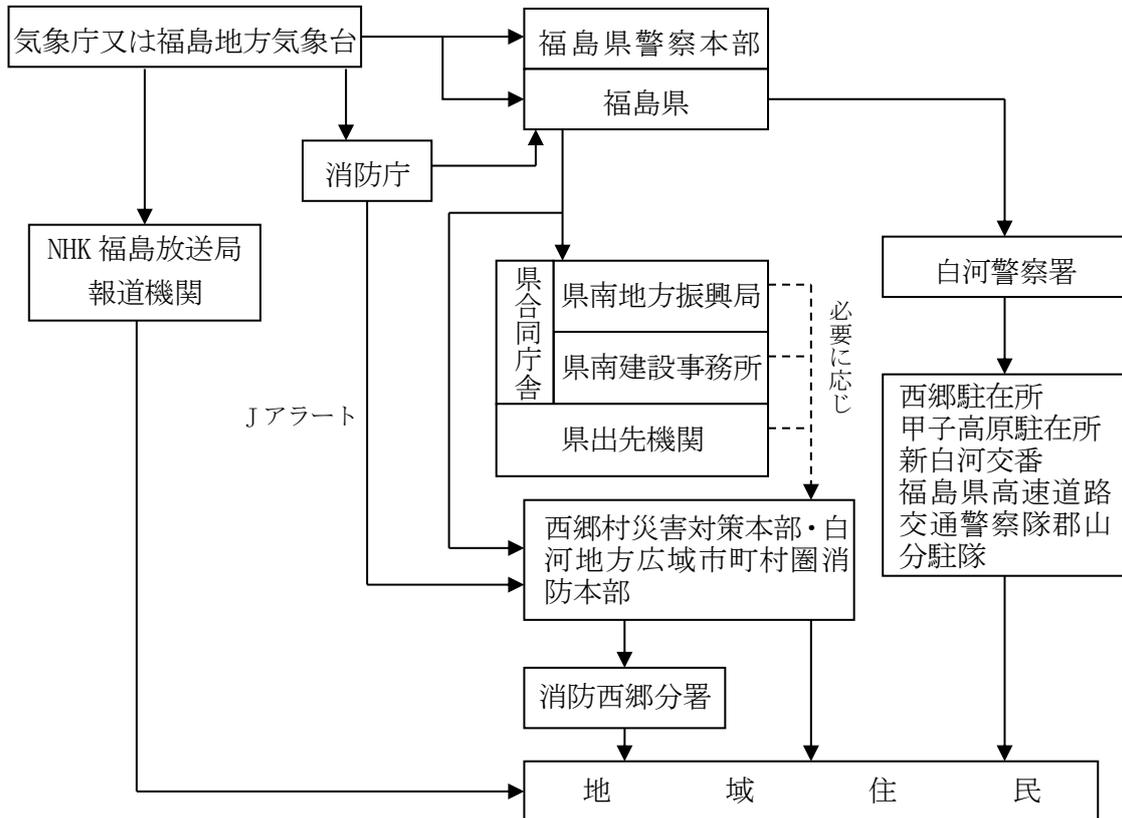
#### 〈地震情報の種類〉

種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	・震度1以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）、震度1以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地点で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合、地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせ、地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本及び国外への津波の影響に関しても記述して発表
北海道・三陸沖後発地震注意情報	・北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw（モーメントマグニチュード）7.0以上の地震が発生した場合。	後発地震への注意を促す情報を地震発生後15分～2時間程度で発表。

	<p>なお、想定震源域の外側で Mw7.0 以上の地震が発生した場合は、地震の Mw に基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に限る。</p>	
--	--	--

## 2 地震情報の受理伝達

地震情報は、次の伝達系統で伝達される。



〈地震情報の伝達系統〉

## 第2 被害情報等の収集、報告

### 1 被害状況調査

#### (1) 被害概況の把握

村は、災害が発生した場合、直ちに被害状況について調査を行う。

また、関係機関、関係団体、消防団、警察署等からの情報、住民からの通報等の情報を収集する。

なお、被害情報は、総合防災情報システム及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management）に集約する。

#### (2) 被害状況調査

村は、所管の被害について調査を行う。

〈被害項目と調査担当〉

被害項目	調査担当
人的被害及び住家等被害	企画部・税務部
土木関係被害	建設部
農業関係被害及び林業関係被害	産業振興部
商工観光業関係被害	産業振興部
下水道施設関係被害	上下水道部
水道施設関係被害	上下水道部
社会福祉施設係被害	福祉健康部
児童福祉関係施設被害	福祉健康部
公立学校等教育関係施設被害	教育部
その他の被害（電気・鉄道）	企画部

## 2 被害状況等の報告

### (1) 地震発生直後の報告

村は、火災・災害等即報要領に基づき、地震が発生し、区域内で震度5強以上を記録したもののについては、被害の有無を問わず、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

### (2) 災害報告

村は、地震発生後に調査した情報について、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により県へ報告する。併せて県南地方振興局にも報告する。

なお、この場合において、村が、県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。

また、地震等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到する場合は、その状況を直ちに総務省消防庁及び県に報告する。

〈県の連絡先〉

NTT回線		024-521-7194	(FAX)024-521-7920
総合情報通信ネットワーク	衛星系	TN-810-201-2632、2640	(FAX)TN-810-201-5524
	地上系	TN-811-201-2632、2640	(FAX)TN-811-201-5524

〈国（消防庁）の連絡先〉

区分		平日（9:30～18:15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	90-49013	90-49102
	FAX	90-49033	90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

※TNは、内線から無線への乗入れ番号

### (3) 災害報告の内容と基準

村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況を連絡し、応援の必要性等を連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を村に連絡する。

## 3 報告の種類等

村からの報告の種類及び様式は、次のとおりとする。

(1) 報告の種類

概況報告（被害即報）	被害が発生した場合に直ちに行う報告
中間報告	被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告 なお、被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記する。
確定報告	被害の状況が確定した場合に行う報告

(2) 報告の様式

- ① 報告様式は別に定める被害報告様式による。
- ② 概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に準じた内容に準じて行う。

## 第3節 通信の確保

災害時には、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 通信手段の確保	総務部、企画部	
第2 東日本電信電話(株)の措置		東日本電信電話(株)

### 第1 通信手段の確保

#### 1 災害時の通信連絡

村は、次の方法で通信手段を確保する。

- (1) 住民への警報等の伝達、避難指示等について、村災害情報伝達システム・エリアメールを活用する。
- (2) 災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときは、復旧を行う。
- (3) 役場と関係施設又は現場との情報の伝達、被害の収集伝達、その他指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、携帯電話及び携帯無線等により行う。
- (4) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。

#### 2 通信の統制

災害発生時には、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、村は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑な通信の疎通に努める。

#### 3 各種通信施設の利用

##### (1) 非常通信の利用

村は、加入電話及び災害情報伝達システム等が使用不能になったときは、県及び関係機関・団体にアマチュア無線、警察無線、消防無線等の利用を要請する。

##### (2) 放送機関への放送要請

村は、加入電話及び災害情報伝達システムが使用不能になった場合は、県を通じて放送機関に対し連絡のための放送を要請する。

### 第2 東日本電信電話(株)の措置

東日本電信電話(株)は、災害が発生した場合、又は通信の著しい輻輳が発生した場合等においては、通信不能区域をなくし、又は重要通信の確保を図る。

また、ポータブル衛星通信システム等を活用して通話を確保する。

## 第4節 相互応援協力

災害発生時においては、防災関係機関相互の連絡体制が重要であり、村及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施する。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 受援体制	総務部、各部（受援担当）	
第2 応援要請	総務部、各部（受援担当）	

## 第1 受援体制

### 1 受援体制

#### (1) 受援担当の設置

村は、村を代表して総合的な応援要請及び受援の調整を行う受援担当を置く。

また、各部の専門的な応援要請及び受援の調整を行うために、各部に受援担当を置く。

受援の分担は、次のとおりである。

〈受援担当の区分〉

区分	担当	役割
総合的な応援	総務部の受援担当	国、県、協定締結市町村等への村を代表する受援を行う。
専門的な応援	各部の受援担当	県、民間事業者・団体等の専門分野に関する受援を行う。

#### (2) 受援の調整

村は、各部の受援担当者からなる受援調整会議を開催し、総合的な応援要請、受け入れに関する庁内調整、各部からの要請による応援者の適正配置等の調整を行う。

#### (3) 受け入れ施設の確保

応援隊の受け入れ場所は、西郷村文化センターとする。

なお、受け入れにあたっては、感染症等に対する健康管理、適切な作業スペース等の確保等に配慮する。

### 2 経費の負担

村は、応援職員の食料・資機材、宿泊等について、原則として応援側で確保するよう要請する。

なお、その他費用については、法令、協定等の規定に基づく他、相互に協議する。

## 第2 応援要請

### 1 県及び他市町村に対する応援要請

(1) 本部長は、応急措置を実施するため必要があると認める時は、災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村長に対し応援を求め、又は地方自治法252条の17の規定により、職員の派遣を求めることができる。

(2) 本部長は、応急措置を実施するため必要があると認める時は、災害対策基本法第68条の規定により、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請し、若しくは地方自治法252条の17の規定により、職員の派遣を求めることができる。

(3) 手続き

村は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理する。

〈県・市町村への要請手続き事項〉

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| ① 災害の状況及び応援を求める理由  | ② 応援を要請する機関名    |
| ③ 応援を要請する職種別人員、物資等 | ④ 応援を必要とする場所、期間 |
| ⑤ その他必要な事項         |                 |

2 国等に対する応援要請

(1) 応援要請

ア 本部長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認める時は、災害対策基本法第29条の規定により、指定地方行政機関の長及び指定公共機関に対し、知事と協義の上、当該機関の職員の派遣を要請することができる。

イ 本部長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認める時は、災害対策基本法第30条の規定により、知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

(2) 手続き

村は、次の事項を記載した文書をもって応援要請を行う。

〈国等への要請手続き事項〉

- |                        |                      |
|------------------------|----------------------|
| ① 派遣を要請する理由            | ② 派遣を要請する職員の職種別人員数   |
| ③ 派遣を必要とする期間           | ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 |
| ⑤ その他職員の派遣について必要とされる事項 |                      |

なお、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条の定めるとおりである。

3 協定締結機関への応援要請

村と協定を締結している機関、団体等への応援要請は、各業務を担当する部が行う。

## 第5節 災害広報活動

災害時において被災地住民や関係者に正確な情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を援助するため、防災関係機関と調整を図り、次の広報活動を展開する。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 広報活動	総務部	
第2 報道機関への発表	総務部	
第3 住民相談	住民生活部	

### 第1 広報活動

#### 1 広報内容

村は、管内区域内の防災関係機関と連携を図り、住民に対し災害広報を行う。

- (1) 地域の被害状況に関する情報
- (2) 避難に関する情報
  - ア 防災気象情報に関すること。
  - イ 余震情報に関すること。
  - ウ 避難指示等に関すること。
  - エ 収容施設に関すること。
  - オ 指定された避難所以外に避難した被災者への支援に関すること。
- (3) 応急対策活動に関する情報
  - ア 救護所の開設に関すること。
  - イ 交通渋滞、電話混雑解消への協力に関すること。
  - ウ 道路、水道、電気、ガス・電話等のライフラインの被害と復旧に関すること。
- (4) 安否情報、義援物資の取扱いに関する情報
- (5) その他住民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む）
  - ア 給水及び炊き出し等給食情報に関すること。
  - イ 電気・ガス・水道による二次災害防止情報に関すること。
  - ウ 食料品・生活必需品の確保状況に関すること。
  - エ 医療、防疫、災害廃棄物の収集・運搬状況に関すること。
  - オ 休校・学校給食の状況に関すること。
  - カ 臨時災害相談所の開設情報等に関すること。
  - キ 被災者の支援策に関すること。

#### 2 広報の方法

##### (1) 村民への広報

村は、次の方法で広報を行う。

- ア 災害情報伝達システム又は広報車による広報
- イ 消防団員、自主防災組織等による口頭伝達
- ウ SNS
- エ インターネット（ホームページ等）による広報
- オ 災害広報紙の作成、配布

- カ その他、報道機関等の関係機関の広報体制を活用した広報
- (2) 避難所での広報

避難所担当職員は、避難所において避難者への広報を行う。広報にあたっては、避難所配置職員、避難所自治組織、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

なお、要配慮者等、情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。

- ア 災害広報紙の配布（外国人に配慮して外国語版も検討）
- イ 避難所広報掲示板の設置
- ウ 避難所自治組織による口頭伝達
- エ 手話、外国語ボランティア等による伝達
- オ 避難者への地域情報の伝達

## 第2 報道機関への発表

### 1 報道機関への要請

村は、報道機関に対し許可のない災害対策本部内への立入、取材を原則禁止する措置をとるとともに、避難者等のプライバシー等に配慮をするように要請する。

### 2 災害情報の提供

村は、報道機関向け発表担当窓口を開設し、災害に関する情報のとりまとめを行い、災害情報を提供する。

災害情報の発表は、取材等による混乱を避けるため、一定時間ごとに情報を発表するものとし、その際に提供した資料を保管し、他機関からの問い合わせに対応する。

〈報道発表〉

発表場所	役場庁舎議員控室	
発表者	第1位 本部長（村長）	第2位 副本部長（副村長）
	第3位 総務部長（総務課長）	

## 第3 住民相談

### 1 相談窓口の設置

村は、住民からの問い合わせや生活相談に対応するため、関係部と連携して、役場に相談窓口を設置する。相談窓口には、住民の相談に対し迅速に対応するため、各業務の担当者等を配置する。相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

〈相談事項例〉

① 搜索依頼の受付	② り災証明書の発行
③ 埋葬許可証の発行	④ その他各種証明書の発行
⑤ 仮設住宅等の申し込み	⑥ 住宅の応急修理の申し込み
⑦ 生活再建支援金の申し込み	⑧ 災害見舞金、義援金の申し込み
⑨ 生活資金等の相談等	⑩ 商・工・農林業への支援
⑪ 健康、福祉、法律等の相談	

### 2 コールセンターの設置

村は、住民からの問い合わせ等に対応するため、コールセンターを設置する。

## 第6節 消火活動

地震によってもたらされる二次被害のうち、最も大きいのが火災によるものである。これらの地震火災による被害を軽減するため、白河地方広域市町村圏消防本部及び消防団は、消防活動を行い、大規模火災時には協定による応援要請を行う。

また、自主防災組織等は、初期消火、出火防止等を図る。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 消防本部による消防活動	消防団	白河地方広域市町村圏消防本部
第2 県内への応援要請		白河地方広域市町村圏消防本部
第3 他都道府県への応援要請	総務部	白河地方広域市町村圏消防本部

### 第1 消防本部による消防活動

#### 1 白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）による消防活動

白河地方広域市町村圏消防本部は、西郷分署・消防団等を指揮し有効な対策を行い、次のとおり活動する。

##### (1) 災害情報収集活動優先の原則

同時多発火災などの災害状況の迅速な把握と的確な対応のため、消防広報車等の巡回による災害情報の収集を行う。

##### (2) 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

##### (3) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

##### (4) 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して行う。

##### (5) 市街地火災消防活動優先の原則

工場、危険物施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

##### (6) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

##### (7) 火災現場活動の原則

ア 出動隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、

河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

## 2 消防団による消防活動

西郷村消防団は、白河地方広域市町村圏消防本部と連携をとりながら次の活動を行う。

### (1) 情報収集活動

村の災害情報の収集を積極的に行うと共に現地本部を設置する。

### (2) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地周辺に対し、出火防止の広報を行い、出火した場合には住民と協力して初期消火を図る。

### (3) 消火活動

消防隊が到着するまで、又は消防隊が十分でない場合には、水利を確保し率先して消火活動を行う。

### (4) 救助活動

白河地方広域市町村圏消防本部による活動を補佐し又は自らが積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急処理を行い、安全な場所への搬送を行う。

### (5) 避難誘導

避難指示がなされた場合には、住民に伝達し関係機関と連絡をとりながら、住民を安全に避難誘導する。

## 第2 県内への応援要請

---

### 1 応援協定による応援（県内統一）

白河地方広域市町村圏消防本部は、単独では災害に対処できない時、隣接相互応援協定を締結している消防機関に応援を要請し、それでも対応できない場合は、県内統一の福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行う。

### 2 消防防災ヘリコプターの要請

白河地方広域市町村圏消防本部は、県に消防防災ヘリコプターの派遣を要請する。

## 第3 他都道府県への応援要請

---

### 1 他都道府県への応援要請

地震発生時における他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、次の手続きによって行う。

#### (1) 応援要請の手続き（要請は責任者の口頭でも可、後日文書を提出すること。）

本部長は、他都道府県の消防隊の応援を要請したいときは、原則として次の事項を明らかにして知事に要請する。

- ア 火災の状況及び応援要請の理由
- イ 緊急消防援助隊の派遣要請期間
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- エ 村への進入経路及び結集場所

#### (2) 援助隊の受入態勢

白河地方広域市町村圏消防本部は、担当者を明確にし、連絡体制を整えておく。

- ア 緊急消防援助隊の誘導方法

イ 緊急消防援助隊の人員、機材数、指導者等の確認

ウ 緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

(3) 他の都道府県への派遣要請

本部長は、大規模災害により都道府県の応援要請を求める場合は、知事に対し緊急消防援助隊の派遣等を要請する。

(4) 広域航空消防応援

本部長は、必要を認めた場合は、ヘリコプターを使用する消防活動の応援を知事に要請する。

## 第7節 救急・救助活動

災害発生後において、生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、人員、資機材等を優先的に投入して、救助・救急活動を実施する。

村は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、村民及び自主防災組織においても自発的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力することが求められる。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 救助活動	総務部	白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）
第2 自主防災組織、事業所等による救助活動		
第3 救急活動		白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）
第4 広域応援		白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）

## 第1 救助活動

### 1 救助活動の方法

村は、警察署、消防本部、消防団に救助活動を要請する。

また、必要に応じて、西郷村建設業組合等に資機材等の協力を要請する。

救助現地には、必要に応じて救助現地本部を設置し、各機関との連絡、被災者の収容状況その他の情報収集を行う。

### 2 県への応援要請

村は、被害が甚大等のため村及び消防本部等による救助が困難な場合は、次の事項を示して県に応援要請をするとともに、民間団体にも協力を求める。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を希望する期間
- (5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

### 3 救助活動の報告

村は、災害により救助を要する事態が発生した場合は、その状況について県に報告する。

## 第2 自主防災組織、事業所等による救助活動

自主防災組織、事業所等は、地域内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。要救出者を確認した場合は、救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努めるとともに、消防本部、警察等に連絡し、早期救助を図る。

### 第3 救急活動

---

救助現場からの傷病者の搬送は、救助を行った機関及び自主防災組織等が行う。

### 第4 広域応援

---

白河地方広域市町村圏消防本部は、大規模な災害が発生し、消防本部のみでの救助・救急活動が困難である場合は、隣接応援協定及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行う。

また、必要に応じて、本部長は県（生活環境部）を通じて、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請する。

## 第8節 自衛隊災害派遣

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されることを目的とする。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 災害派遣要請基準及び災害派遣要請の範囲		
第2 災害派遣要請	総務部	
第3 部隊の自主派遣		陸上自衛隊（郡山駐屯地）
第4 災害派遣部隊の受入体制	総務部	
第5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限		陸上自衛隊（郡山駐屯地）
第6 派遣部隊の撤収	総務部	
第7 経費の負担区分	総務部	

### 第1 災害派遣要請基準及び災害派遣要請の範囲

#### 1 災害派遣要請基準

本部長は、災害を予防し、又は災害が発生した場合に、人命及び財産を災害から保護するために、知事に対し自衛隊の派遣を要求する。

#### 2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、概ね次による。なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

#### 〈災害派遣の活動範囲〉

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。

救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付けし、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

## 第2 災害派遣要請

### 1 災害派遣要請の要求

本部長は、村内に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認める時は、知事に対して、自衛隊災害派遣の要請をしよう求めることができる。

### 2 災害派遣要請の要求要領

(1) 原則として、県南地方振興局長を経由して、知事(県生活環境部)に応援派遣の要請を要求する。要求にあたっては、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は電話等により直接知事(県生活環境部)に要求し、事後文書を送達し、速やかに県南地方振興局長に連絡する。

(2) 前項の要求ができない場合は、福島駐屯地司令に対して直接災害の状況を通知したのち、速やかに知事に通知する。

(手続き方法)

提出(連絡)先	県危機管理部危機管理総室、災害対策本部総括班
提出部数	2部
記載事項	① 災害の状況及び派遣を要する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ その他参考となるべき事項
直接通知先	福島駐屯地当直司令 内線302(県総合情報通信ネットワーク811-280-02)

## 第3 部隊の自主派遣

### 1 初動における情報収集

#### (1) 情報の収集

部隊長は、担当する災害派遣隊区において震度5弱以上との情報を得た場合は、ヘリコプターによる偵察及び地上からの偵察を実施し、被害情報を収集する。

#### (2) 情報の伝達

部隊長は、収集した情報を上級部隊に速報するとともに、必要な情報を速やかに知事及びその他の関係機関へ伝達する。

### 2 自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、災

害派遣隊区担当部隊長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもと適切かつ効果的な救援活動を実施するよう努める。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

〈自主派遣の基準〉

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。</li><li>② 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。</li><li>③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。</li><li>④ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。</li></ul> |
|--|

## 第4 災害派遣部隊の受入体制

---

### 1 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

村は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

### 2 作業計画及び資材等の準備

村は、自衛隊の活動が円滑にできるように、次の事項による作業計画を作成し、作業実施に必要なとする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業ごとに連絡員を定める。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

### 3 自衛隊との連絡体制の確立

村は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、役場又は災害現場に村と自衛隊共同の連絡所を設置する。

### 4 派遣部隊の受け入れ

村は、県知事と協議のうえ自衛隊受入体制を整備する。

#### (1) 本部事務室

現地における派遣部隊の本部は、原則として村役場又は村と自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図る。

#### (2) 宿舎

自衛隊員宿舎は、次のとおりとするが、宿舎予定施設が避難所や災害現地となっているときは、別途指定する。

〈派遣部隊の宿舎予定施設〉

宿舎	所在地	管理者	収容人員	入浴施設	電話番号
追原コミュニティーセンター	鶴生字由井ヶ原 54	村長	30人	無	25-4374

- (3) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
- (4) 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
- (5) 臨時ヘリポート（1機当たりに必要な広さは、観測用ヘリで30m×30m、多用途ヘリで50m×50m、輸送ヘリで100m×100m）

## 第5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、本部長等、警察官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を村長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

## 第6 派遣部隊の撤収

村は、災害派遣の目的を達し、知事から撤収要請があった場合又は部隊が派遣の必要がなくなつたと認めた場合に派遣部隊の撤収を要請する。

ただし、撤収にあたっては関係機関と十分な事前調整を実施する。

## 第7 経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。

ただし、その区分を定めにくいものについては、県、部隊と相互調整の上、そのつど決定する。

〈費用負担区分〉

県、村の負担	災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費
部隊の負担	部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

## 第9節 避難対策

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、迅速かつ適切に避難指示等の発令を行うとともに、速やかに緊急避難場所を開設し、避難者を受け入れる。特に、避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導、避難所における生活等について、配慮に努める。

### ■項目・担当

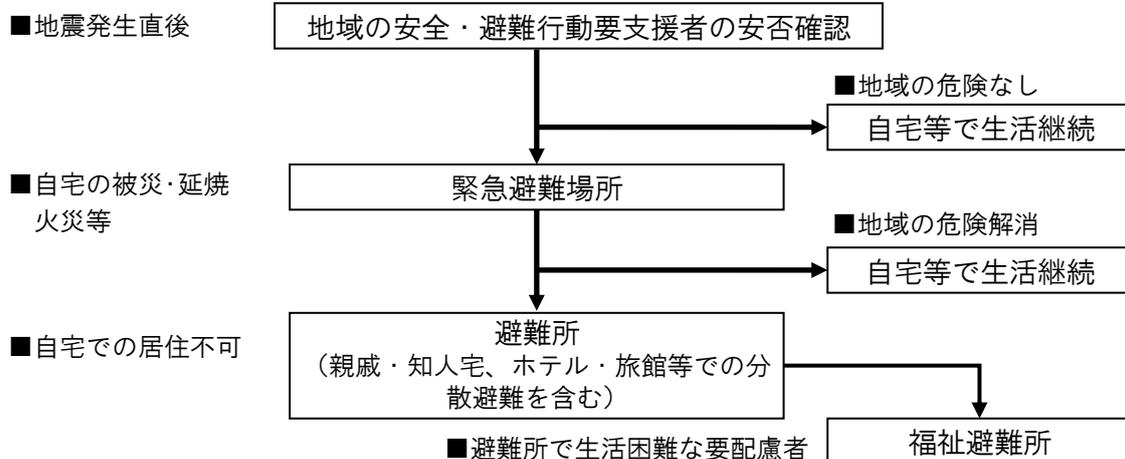
項目	村	関係機関
第1 避難の基本		
第2 避難指示等の発令	総務部	
第3 警戒区域の設定	総務部	
第4 避難誘導		
第5 緊急避難場所の設置	総務部、教育部、各部（担当職員）	
第6 避難所の設置	総務部、教育部	
第7 避難所の運営	福祉健康部、教育部、各部（担当職員）	
第8 広域的な避難対策	総務部	
第9 安否情報の提供等	総務部	白河警察署、白河地方広域市町村圏消防本部
第10 帰宅困難者対策	産業振興部	東日本旅客鉄道（株）

## 第1 避難の基本

### 1 避難行動

地震時の避難行動の基本は、次のとおりである。

- (1) 地震直後は、地域の安全、避難行動要支援者の安否等を確認する。
- (2) 地域に危険がない場合は、耐震性の確保された自宅等で生活を継続する。
- (3) 自宅等の被害、延焼火災等の危険がある場合は、自主防災組織等を中心に、地域住民で避難誘導し、指定緊急避難場所に避難する。
- (4) 地域の危険性が解消された場合は、自宅等で生活を継続する。
- (5) 自宅が被災し居住が困難な場合は、村指定の避難所等で避難生活を継続する。



## 2 避難先

地震直後の避難先は、緊急避難場所とする。

自宅での居住が不可能な場合は、村指定の避難所のほか、密を避けるため各自が確保した親戚・知人宅、ホテル・旅館等に分散避難を行い、避難生活を行うものとする。

## 第2 避難指示等の発令

本部長は、浸水、土砂災害、火災等の災害から人命、身体のプロテクト又は災害の拡大防止のため、必要があると認められる時は、あらかじめ定めた計画に基づき、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示等を発令する。

### 1 避難の実施機関

避難の実施機関は、次のとおりである。

〈避難の実施機関〉

区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	村長	高齢者等は危険な場所から避難、高齢者等以外も必要に応じ避難の準備・自主的に避難する。	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難の指示等 (警戒レベル4)	村長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、急を要すると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害の発生により、村がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったとき。
避難の指示等 (警戒レベル4)	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示	村長が避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき。村長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
	村長 (災害対策基本法第60条)	高所への移動、近傍の堅固な建物への待避等緊急安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退きを行うことがかえって危険であり、緊急を要すると認められるとき。

### 2 避難の発令

#### (1) 避難指示等の基準

避難指示等の発令基準は、概ね次のとおりである。

〈避難の発令基準〉

- |                                    |
|------------------------------------|
| ア 火災が発生し、延焼の危険性があるとき。              |
| イ 余震により、建物及び塀の倒壊、宅地の被害拡大のおそれがあるとき。 |

ウ 危険物等の流出、爆発、炎上等の災害が発生し、又は予想され、被害のおそれがあるとき。  
エ がけ崩れが発生、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 避難指示等の内容

避難指示等の内容は、次のとおりである。

〈避難指示等の内容〉

① 避難対象地域	② 避難先	③ 避難経路
④ 避難指示等の理由	⑤ その他必要な事項	

(3) 助言

本部長は、避難指示等を発令しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。

### 3 避難措置の周知等

(1) 知事への報告

本部長は、避難指示等を発令したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

〈知事への報告事項〉

① 避難指示等の有無	② 避難指示等の発令時刻
③ 避難対象地域	④ 避難場所及び避難経路
⑤ 避難責任者	⑥ 避難世帯数、人員
⑦ 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等	

なお、避難の必要がなくなった時は、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事及び関係機関に報告することとする。

(2) 住民への周知

村は、次の方法で避難指示等を対象者等に伝達する。

- ア 災害情報伝達システム又は広報車による広報
- イ 消防団員、自主防災組織等による口頭伝達
- ウ SNS
- エ インターネット（ホームページ等）による広報

## 第3 警戒区域の設定

### 1 警戒区域の設定権者

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めた時に、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとるために警戒区域を設定する。警戒区域の設定権者は、次のとおりである。

- (1) 村長（災害対策基本法第63条）
- (2) 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第36条）
- (3) 消防吏員又は消防団員（消防法第36条において準用する同法第28条）
- (4) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条(1)～(3)の者が現場にいない場合に限る。）
- (5) 知事（災害対策基本法第73条 市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合。）

## 2 指定行政機関等による助言

村は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。

## 3 警戒区域設定の周知

警戒区域を設定した場合は、避難指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置する。

# 第4 避難誘導

---

避難誘導は、自主防災組織等の地域住民が行うことを基本とする。

# 第5 緊急避難場所の設置

---

村は、原則として震度5弱以上の場合は、全ての避難所を開設する。それ未満の場合は、被災状況等を把握して、総務部が開設を決定し、教育部等の施設を所管する職員が開設を行う。

特に、地震の場合には、崩壊、液状化、火災等の二次災害の安全性を確認する。

なお、緊急避難場所に受け入れる避難者は、村民等の居住者に限定せず、避難してきた者の全てを受け入れることとする。

# 第6 避難所の設置

---

## 1 避難所の開設

### (1) 避難所の開設

村は、住家が被災し居住が困難となった被災者に対し、生活の場として指定避難所を開設する。

また、避難者の意向により引き続き一時避難所を避難所として活用する。

避難所を設置した場合は、維持管理のため村職員を責任者として配置し、避難者に係る情報を把握する。避難所の開設が長期に及ぶ場合は、避難所ごとに担当を割り当て全職員で運営、管理を分担する。

### (2) 報告

村は、避難所の開設報告及びその収容状況を毎日県に報告し、必要帳簿類を整理する。報告事項は、次のとおりである。

〈県への報告事項〉

- |                |             |
|----------------|-------------|
| ① 避難所開設の日時及び場所 | ② 箇所数及び収容人数 |
| ③ 開設期間の見込み     |             |

### (3) 避難所の周知

村は、避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ、アプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する。

また、県をはじめ警察署、自衛隊等関係機関に連絡する。

## 2 指定避難所以外の利用

### (1) 県有施設の利用

村は、被災者を一時収容するため、県有施設の一部の提供を県に要請し、施設管理者は、村

が行う収容活動に協力する。

なお、施設管理者は、その際に避難施設として使用するスペースを明示する。収容した被災者の管理は、村が実施する。

(2) その他の施設の利用

村は、あらかじめ指定した避難所で不足する場合は、県を經由して厚生労働省と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設する。

## 第7 避難所の運営

### 1 避難所の運営組織

村は、次のとおり避難所の運営体制を構築する。

(1) 避難所の運営体制

避難所の運営は、原則として自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行う。

避難所派遣職員は、自主運営が立ち上がるまでの初期対応を行うとともに、自主防災組織、住民組織の代表者からなる避難所自治組織の立ち上げを支援する。自治組織を立ち上げる際には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の意見を反映できるようにする。

なお、運営にあたっては、被災者のプライバシー及び安全の確保とともに、避難行動要支援者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努める。

(2) 外部支援者等との連携

避難所の運営は、施設管理者、NPO・ボランティア等の避難所運営に専門性を有した外部支援者等との連携を図る。

〈避難所運営の分担〉

避難所自治組織	① 運営方法等の決定	② 生活ルールの作成
	③ 避難者カード・名簿の作成	④ 連絡事項の伝達
	⑤ 食料・物資の配布	⑥ ボランティア等との調整
	⑦ 避難者の要望等のとりまとめ	
職員	① 災害対策本部との連絡	② 広報
	③ 施設管理者、ボランティア等との調整	④ 避難所運営記録

### 2 避難所の運営

村は、次のとおり避難所の運営を行う。

(1) 避難者の把握

企画部は、避難所自治組織の協力を得て作成された情報をもとに、避難者名簿を作成し避難者の把握を行う。また、避難者の氏名や家族構成などの情報を管理する。

さらに、広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

(2) 避難所スペースの指定

避難所には、次のスペースを確保する。

特に、要配慮者、男女等様々なニーズの違い等、避難者の状況に配慮する。

ア 救護場所	イ 福祉避難室
ウ 妊産婦、母子等のスペース	エ 男女別更衣室・物干し場
オ 授乳室	カ 談話室
キ 児童・生徒の学習場所	ク ペットの飼養場所

ケ 感染者の隔離室 等
-------------

(3) 設備の整備

次の設備及び備品を整備し、プライバシーの確保、暑さ寒さ対策等、生活環境の整備を行う。

ア 組立式簡易ベッド	イ 間仕切り
ウ 仮設トイレ（男女別、要配慮者用）	エ テレビ・ラジオ
オ 冷暖房機器	カ 情報端末
キ 掲示板	ク 洗濯機・乾燥機
ケ 仮設風呂 等	

(4) 防犯対策

避難所の防犯のため、避難者への注意喚起、必要に応じ警察官による巡回の要請、警備員の配置を行う。

また、警察署と連携して、避難した地区の巡回、防犯対策の広報活動等を実施する。

(5) 生活の支援

避難者に対し、次の生活支援を行う。

ア 給水	イ 食料の供給	ウ 医療救護
エ 生活必需品の供給	オ 情報提供	カ 各種相談業務 等

(6) 安全への配慮

警察署等と連携して、性暴力・DV・ハラスメント等についての注意喚起、被害者への相談窓口に関する情報提供等、避難者の安全に配慮するよう努める。

(7) 感染症予防対策

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、感染者専用スペース、導線、3つの密（密閉・密集・密接）の防止等のレイアウトの検討、検温、消毒、換気等の環境・健康面での配慮等、必要な措置を講じるよう努める。

### 3 指定避難所以外の被災者対策

(1) 所在の把握

村は、在宅避難、車中泊、テント泊等、避難所以外の被災者の所在を行政区等からの情報で把握する。

また、親戚・知人宅、自力で確保したホテル・旅館等に避難している場合には、避難者自らが所在を村に知らせるようホームページ等で周知する。

(2) 生活支援

村は、避難所以外の被災者に対し、広報紙の配布、メール、SNS等での情報提供、食料の配布、保健師等による巡回健康相談等に努める。

### 4 福祉避難所の開設

村は、避難生活が長期化するなど必要と認める場合には、避難所での生活が困難な避難行動要支援者に対して、公共施設及びホテルの借り上げ等により福祉避難所を開設し収容する。

## 第8 広域的な避難対策

---

### 1 広域避難

村は、災害対策基本法第61条の4に基づき、避難指示等を発令時に、村内で避難所確保が困難となった場合、県内の他の市町村への住民の受け入れについて、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求める。

### 2 広域一時滞在

村は、災害対策基本法第86条の8及び9に基づき、災害が発生し、村内での居住場所の確保が困難となり、市外での一時的滞在（避難所又は応急仮設住宅等）が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への受け入れについて、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求める。

### 3 避難調整

村は、大規模災害により、村域を越えた避難が必要な場合、県に受入先確保の要請を行う。

また、広域避難の際、同一市町村及び同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県と協力し輸送手段を調達する。

開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

## 第9 安否情報の提供等

---

### 1 照会による安否情報の提供

村又は県は、被災者の安否情報について照会があったときは、回答することができる。回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮する。

なお、配偶者からの危害を受けるおそれがある場合等に配慮し、被災者の個人情報の管理を徹底する。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防本部、警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

### 2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

村又は県は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

### 3 安否不明者の氏名等公表

村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、県、警察署、消防本部から情報収集を行う。

また、県等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、安否不明者の絞り込みに努める。

## 第10 帰宅困難者対策

---

道路の被災又は規制、交通機関の停止等により、交通が途絶し帰宅困難者が発生した場合、その対応は当該施設の事業者、管理者等が行うことを原則とする。

### 1 旅客への対応

JR 東日本等の交通事業者は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、旅客等を一時滞在施設等の適切な場所に誘導し、安全を確保する。

### 2 観光客への対応

村は、観光事業者に対し、交通が再開するまで観光客、宿泊客等を当該観光施設、宿泊施設等に滞在させるよう要請する。

### 3 一時滞在施設の開設及び支援

村は、事業者、管理者等から要請された場合、協定に基づいて、宿泊施設に一時滞在施設を開設する。一時滞在施設までの帰宅困難者の誘導は、当該事業者、管理者等が行うものとする。

また、SNS等により道路等の情報の発信、可能な範囲で飲料水等を提供する。

## 第10節 医療（助産）救護活動

大規模な災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。また、医療機能が低下したため、受診できない一般の傷病者への対応も必要となる。

このため、災害時における救急の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関・団体等との密接な連携のもとに、一刻も速い医療救護活動を実施する。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 医療（助産）救護活動	福祉健康部	県南保健福祉事務所、(一社)福島県医師会（白河医師会）、(公社)福島県歯科医師会、(公社)福島県薬剤師会
第2 傷病者等の搬送	福祉健康部	県南保健福祉事務所、白河地方広域市町村圏消防本部（西郷分署）
第3 医薬品等の確保	福祉健康部	県南保健福祉事務所
第4 人工透析の供給確保	福祉健康部	県南保健福祉事務所
第5 避難所等での医療活動	福祉健康部	県南保健福祉事務所

### 第1 医療（助産）救護活動

村は、「福島県災害救急医療マニュアル」に基づき、地区医師会等の協力を得て医療（助産）救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う。

#### 1 医療救護所の設置

村は、医療救護活動を行うにあたり必要と認める場合は、医師会、診療所、消防署等の協力を得て保健福祉センターに医療救護所を設置し、医療用資機材、電源、テント等、応急医療に必要な資機材を確保する。

#### 2 医療救護班の編成

村は、医師会、歯科医師会、薬剤師会に医療救護班の出動を要請する。

村で対応ができない場合、県に対して、県が組織する医療救護班の派遣を要請する。

#### 3 医療（助産）救護活動

医療（助産）救護活動は、次のとおりである。

特に、医療救護所では、医療救護班により、トリアージ、軽症者の応急手当、助産等を行う。

〈医療救護活動〉

① 診療（死体検案を含む。）	② 応急処置、その他の治療及び施術
③ 分娩の介助及び分娩前後の処置	④ 薬剤又は治療材料の支給
⑤ 医療施設への搬送要否（主に重症患者）の決定	
⑥ 看護	⑦ その他医療救護に必要な措置

### 第2 傷病者等の搬送

#### 1 傷病者の搬送

村は、医療救護所から後方医療機関への重症者搬送のため、消防本部に救急車両を要請する。消

防本部の救急車両が確保できない場合は、村で確保した車両により搬送する。

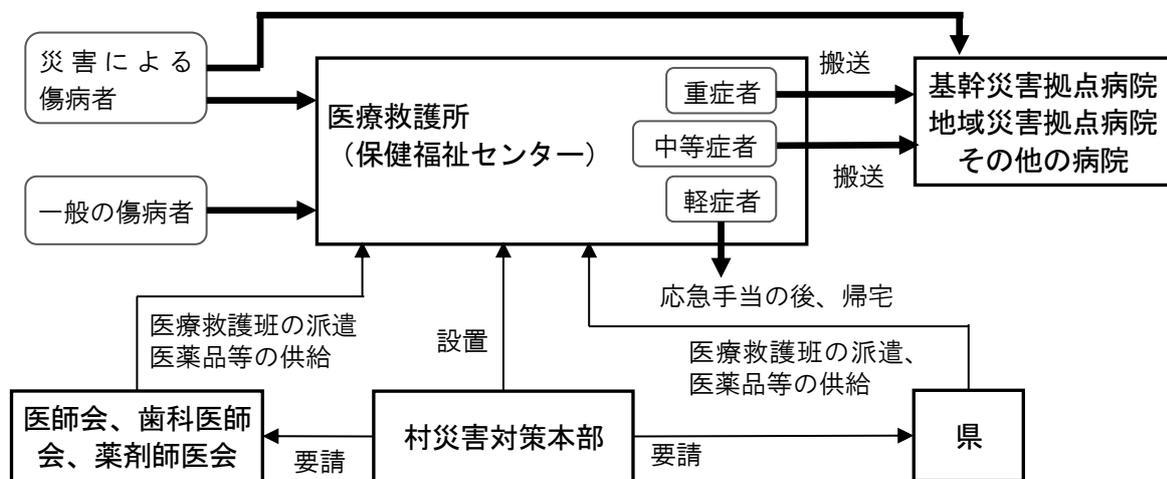
道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送の場合においては、県を通じて消防防災航空センター又は自衛隊等のヘリコプターによる搬送を要請する。

〈後方医療機関〉

種別	施設名	所在地	電話番号
基幹災害拠点病院	福島県立医科大学附属病院	福島市光ヶ丘 1	(042)547-1111
地域災害拠点病院	白河厚生総合病院	白河市豊地上弥次郎 2-1	(0248)22-2211

## 2 医療スタッフ等の搬送

村は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送について、搬送手段の優先的な確保などの特別な配慮を行う。



## 第3 医薬品等の確保

村は、医療品販売店の協力により医薬品の確保を図るとともに、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」により、救護活動に必要な医薬品等について、県（保健福祉事務所）に供給要請を行う。

## 第4 人工透析の供給確保

県及び村は、人工透析が必要な慢性的患者に対し、被災地における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ情報を提供するなど受療の確保に努める。

## 第5 避難所等での医療活動

### 1 避難所救護所の設置

村は、避難所における避難生活が長期化するときは、医師会等と連携して避難所救護所を設置する。

### 2 巡回医療の実施

村は、医師会等の協力を得て、避難所の救護所にて精神科、歯科等を加えた巡回医療を実施する。

## 第11節 水防活動

水防活動は、西郷村水防計画による。

## 第12節 緊急輸送対策

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行うことが求められる。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 緊急輸送の範囲		
第2 緊急輸送路等の確保	建設部、産業振興部、教育部	県南建設事務所、郡山国道事務所
第3 輸送手段の確保	財政部	

## 第1 緊急輸送の範囲

### 1 輸送の範囲

災害の応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げる。

〈輸送の範囲〉

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む。）</li> <li>② 医療及び助産における輸送</li> <li>③ 被災者の救出のための輸送</li> <li>④ 飲料水の供給のための輸送</li> <li>⑤ 救済用物資の運搬のための輸送</li> <li>⑥ 死体の捜索のための輸送</li> <li>⑦ 死体の処理（埋葬を除く。）のための輸送</li> <li>⑧ その他、特に応急対策上必要と認められる輸送</li> </ul> |
|---|

### 2 緊急輸送活動の対象

緊急輸送活動の対象は、次のとおりである。

〈緊急輸送活動の対象〉

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資</li> <li>② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資</li> <li>③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等</li> <li>④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等</li> <li>⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資</li> </ul>
第2段階	<p>第1段階に次の対策を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 食料、飲用水等生命の維持に必要な物資</li> <li>② 傷病者及び被災者の被災地外への輸送</li> <li>③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資</li> </ul>
第3段階	<p>第2段階に次の対策を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害復旧に必要な人員及び物資</li> </ul>

	② 生活必需品
--	---------

## 第2 緊急輸送路等の確保

### 1 緊急輸送路の確保

村は、応急対策を円滑に実施するため、あらかじめ指定された路線の啓開作業を実施し、交通の確保を図る。

指定された路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保する。

### 2 車両の移動

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

### 3 地域内輸送拠点の確保

村は、あらかじめ指定した広域陸上輸送拠点及び村物資受入拠点の管理者の協力を得ながら、物資集積、荷さばき、保管のための輸送施設の確保を図る。

〈輸送拠点〉

項目	施設名称	所在地	備考
地域内輸送拠点	西郷村文化センター	熊倉字折口原 76-1	

### 4 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

村は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、公共施設のグラウンド等にヘリコプター臨時離着陸場を開設するための準備等を行う。

## 第3 輸送手段の確保

### 1 輸送車両の確保

村は、村有車両を活用するほか、民間所有車両による輸送や特殊車両等の使用が必要と認められる場合は、民間車両所有者や関係業者（特殊車両等保有業者）に協力を要請する等、現況に即し車両等の調達を行う。必要な車両等の確保が困難な場合には、県に対して、要請及びあつせんを依頼する。

また、給油所に対し災害対策車両への優先的な給油を要請する。

### 2 輸送車両の確認手続き

村は、災害発生前に緊急車両の確認を受けた車両について、事前に交付された標章及び緊急通行車両確認証明書を当該車両に備え付ける。事前の確認がなされていない車両については、警察署に申し出て、標章及び証明書の交付を受ける。

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に表示し、証明書は、当該車両に備え付ける。

### 3 鉄道輸送の確保

村は、災害対策輸送の実施につき必要があると認める場合は、東日本旅客鉄道（株）に協力を要請する。

## 第13節 警備活動及び交通規制措置

大規模災害の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予測される。これに対し、村民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等の活動が重要となる。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 警備活動		白河警察署（西郷駐在所、甲子高原駐在所、新白河交番）
第2 交通規制措置		白河警察署（西郷駐在所、甲子高原駐在所、新白河交番）

### 第1 警備活動

#### 1 警備体制

白河警察署は次の警備体制をとる。

##### (1) 職員の招集

白河警察署は、災害発生後速やかに、あらかじめ定められたところにより、職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。

##### (2) 災害警備本部等の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、白河警察署に所要の規模の災害警備本部等を設置する。

#### 2 警備活動

白河警察署は、村等の関係機関と連携して、次の警備活動を行う。

##### (1) 災害情報の収集

多様な手段により災害による被災状況、交通状況等の情報収集活動にあたる。

##### (2) 救出救援活動

白河警察署は、把握した被災状況を県警察本部に報告するとともに、消防本部等の防災関係機関と連携して救出救助活動を行う。

##### (3) 避難誘導活動

避難誘導を行うにあたっては、緊急の場合を除き、白河警察署と村等が緊密な連携の下、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上で安全な避難経路を選定し、避難誘導を実施する。

##### (4) 身元確認等

村は県警察本部に協力し、検視・死体調査の要員・場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集・確保、医師等との連携に配意し、迅速かつ的確な検視・死体調査、身元確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

##### (5) 二次災害防止措置

白河警察署は、二次災害の危険箇所を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険場所等について、村災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促すなど二次災害の防止を図る。

(6) 社会秩序の維持

白河警察署は、被災地及びその周辺におけるパトロール等を強化するとともに、地域の防犯組織等と連携するなどして、被災地の社会秩序の維持に努める。

また、村は、白河警察署等関係機関と連携し、被災地及び避難所の安全を確保する。

(7) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

村は、白河警察署と連携して、被災者等のニーズを十分に把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努める。

(8) 相談活動の実施

村は、白河警察署と連携して、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動に努める。

(9) ボランティア活動の支援

村及び白河警察署は、自主防災組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

## 第2 交通規制措置

---

### 1 交通情報の収集

白河警察署は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、道路管理者と連携し、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に務め、交通対策を迅速かつ的確に推進する。

### 2 交通情報の収集

(1) 被災区域等への流入抑制

災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合、公安委員会は次により、緊急交通路の確保を図る。

ア 混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制を実施する。

イ 流入抑制のため、交通整理、交通規制については、関係都道府県と連絡を取りながら広域的に行う。

ウ 高速自動車道については被災地区等を経由する車両を抑制するため、規制区域におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。

(2) 交通規制の方法等

ア 標示の設置による規制

公安委員会は、災害が発生し又は発生しようとしている場所及びこれら周辺の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に災害対策基本法施行規則第5条に規定する「標示」を設置し、車両の運転手等に対し緊急交通路における交通規制の内容を周知する。

イ 現場の警察官の指示による規制

緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する警察官の現場における指示により規制を行う。

ウ 迂回路対策

公安委員会は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要な場合において、迂回誘導

のための交通要点に警察官等を配置する。

エ 広報活動

公安委員会は村と連携し、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ居住者等に広く周知する。

**3 交通規制時の車両運転者の義務**

災害対策基本法の規定による災害時における車両運転者の義務は、次のとおりである。

- (1) 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに、当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。

なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

- (2) 前記(1)にもかかわらず、車両の運転者は警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

**4 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等**

緊急通行車両通行の確保のための警察官等による措置は、次のとおりである。

- (1) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

- (2) 前記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

- (3) 前記(1)、(2)を警察官がその場に行かない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊の自衛隊及び消防吏員の職務執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

## 第14節 防疫及び保健衛生対策

災害による感染症の発生及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに災害によるストレス等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 防疫活動	福祉健康部	県南保健福祉事務所
第2 食品衛生監視	福祉健康部	県南保健福祉事務所
第3 栄養指導	福祉健康部	県南保健福祉事務所
第4 保健指導等	福祉健康部	県南保健福祉事務所
第5 ペット対策	環境保全部、各部（避難所担当職員）	県南保健福祉事務所

## 第1 防疫活動

### 1 防疫組織

村は、防疫業務を実施するため防疫本部を設置する。

### 2 防疫活動

村は、次のとおり防疫活動を行う。

#### (1) 広報活動

県の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、防疫に関する広報活動を行う。

#### (2) 消毒の実施

感染症を予防するため、次のとおり被災地の消毒を行う。

ア 知事の指示に基づき実施する。実施にあたっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

#### (3) ねずみ族、昆虫等の駆除

知事の指示に基づきねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。実施にあたっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

#### (4) 生活の用に供される水の供給

知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。

#### (5) 臨時の予防接種

県の命令に基づき予防接種を実施する。実施にあたっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

#### (6) 避難所の防疫的指導等

避難所で県防疫職員の指導のもとに防疫活動を実施するとともに、避難所自治組織に衛生に関する組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

#### (7) 防疫薬剤・資器材等の調達

防疫薬剤・資器材等を関係業者から調達する。調達不可能な場合は、県に対し、調達のあつせんの要請を行う。

(8) 県への報告

被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項について、保健福祉事務所長を経由して県あてに報告する。

防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告（昭和45年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式5）に記載する事項を毎日県へ報告する。

## 第2 食品衛生監視

---

県は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、食品衛生監視班を編成、被災地に派遣し、保健福祉事務所長の指揮下で次の活動を行う。

〈食品衛生監視〉

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| ① 炊き出し等の食品の監視指導及び試験検査 | ② 飲料水の簡易検査 |
| ③ その他の食品に起因する危害発生の防止  |            |

## 第3 栄養指導

---

### 1 栄養指導班の編成及び派遣

県は、災害の状況により、栄養指導班を編成、被災地へ管理栄養士・栄養士を派遣し、避難所、仮設住宅、被災家庭等の巡回により被災者の栄養・食生活支援を行う。

### 2 栄養指導活動内容

栄養指導の内容は、次のとおりである。

#### (1) 食事提供（炊き出し等）の栄養管理指導

炊き出し実施現場を巡回して炊き出し内容等の確認を行い、必要に応じて提案、助言、調整等の栄養管理指導を行う。

#### (2) 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の健康状態、食料の共有状況等を把握し、栄養相談を実施する。

#### (3) 食生活相談者への相談・指導の実施

妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病・食物アレルギー等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配、調理方法等に関する相談を行う。

#### (4) 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理用の問題を生じないように指導し、給食の早期平常化を支援する。

## 第4 保健指導等

---

### 1 保健指導

村は、保健師・管理栄養士・栄養士・歯科衛生士等による巡回班を編成し、避難所、被災家庭、仮設住宅等を巡回し、上記の栄養指導とともに、被災者の健康管理面からの保健指導を行う。

なお、巡回にあたっては、医師会、歯科医師会、訪問看護師、西郷村社会福祉協議会、民生委員、地域住民との連携を図る。

## 2 精神保健活動

### (1) 精神科医療体制の確保

村は、必要に応じて県に災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の派遣を要請する。

### (2) 被災者のメンタルヘルスケア

村は、県と連携協力し、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、必要に応じ、災害派遣精神医療チーム（D P A T）を避難所等に巡回させ、メンタルヘルスケアを実施する。

### (3) 精神科入院病床及び搬送体制の確保

村は、県と連携協力し、入院医療及び保護を必要とする被災者のために、精神科病床及び搬送体制を確保する。

## 第5 ペット対策

---

### 1 ペット同伴避難への対応

村（避難所担当職員）は、被災者がペット同伴で避難した場合、避難所屋外にペットの専用スペースを指定しペットの保護を指導する。ペット専用スペースでは、所有者自らが準備したケージ、餌、水等により、飼養する。

### 2 ペットへの対応

村は、避難が長期化し、ペットの飼養について対策が必要な場合は、県（保健福祉事務所）と放置動物保護、負傷動物の治療、ペットフード等の確保等について協議する。

なお、県は、災害状況に応じてペット動物救護対策班を編成し、救護対策を実施する。

## 第15節 廃棄物処理対策

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 廃棄物処理	環境保全部	白河地方広域市町村圏整備組合
第2 し尿処理	環境保全部	

### 第1 廃棄物処理

#### 1 災害廃棄物処理実行計画の作成

村は、白河地方広域市町村圏整備組合と連携し、被害状況から災害廃棄物等の発生量、し尿発生量、一般廃棄物処理施設での災害廃棄物等の処理可能量等を把握し、処理方法を定めた災害廃棄物処理実行計画を作成する。

なお、対象とする災害廃棄物は、次のとおりである。

〈災害廃棄物の区分〉

区分	内容
災害廃棄物	被災した住家を片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。 木くず、コンクリートがら等、金属くず、可燃物、不燃物、廃家電、廃自動車等、腐敗性廃棄物、有害廃棄物、その他適正処理困難物に区分する。
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ、粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ
し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

#### 2 仮置場の設置

村は、災害廃棄物を選別し中間処理を行うために仮置場を設置する。

また、被災者が搬入し分別できるよう、適切な運営・管理を行う。

#### 3 災害廃棄物の処理

村は、仮置場で選別、処理した災害廃棄物を処理施設に搬入する。処理が困難なときは、白河地方広域市町村圏整備組合と連携して県等に支援を要請する。

#### 4 生活ごみ、避難所ごみの処理

村は、生活ごみ及び避難所ごみを通常のごみ収集と同様に収集し処理する。

### 第2 し尿処理

#### 1 仮設トイレ

##### (1) 仮設トイレの設置

村は、断水した避難所及び断水地域の公園等に備蓄の仮設トイレを設置する。

仮設トイレが不足する場合は、県及び事業者に確保と設置を要請する。

なお、設置にあたっては、要配慮者、女性の利用等を考慮した設備、設置場所となるよう配慮する。

(2) 仮設トイレの管理

仮設トイレの管理は、避難所運営組織、自主防災組織、自治会等、トイレの利用者が行う。

村は、必要な備品、消毒剤等を確保する。

(3) 各住宅でのし尿処理

村は、断水が原因で水洗トイレが使用できない場合は、簡易トイレを各戸に配布し、し尿をゴミとして処理する。

## 2 し尿の収集及び処理

村は、衛生事業者にし尿の収集及び運搬の協力を要請する。

その際に、収集分担区域、ルート等を協議する。

## 第16節 救援対策

災害により生活に必要な物資が被害を受けるなど、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、村民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 給水対策	上下水道部	
第2 食料対策	産業振興部	
第3 生活必需品の供給	産業振興部	
第4 救援物資及び義援金の受け入れ	産業振興部、出納部	

## 第1 給水対策

### 1 給水の準備

村は、次のとおり給水の準備を行う。

#### (1) 断水状況の把握

給水活動を決定するため、断水地域の範囲、断水地域の人口、重要施設等の所在等を把握する。また、白河地方広域市町村圏整備組合から芝原浄水場の供給状況を把握する。

#### (2) 給水資器材等の確保

給水に使用する給水車、給水タンク、給水袋等の資器材及び給水要員を確保する。

#### (3) 給水拠点の設定

給水を行う給水拠点を避難所、断水地域の集会所、公園等に設定し、住民に広報を行う。

#### (4) 応援要請

村のみで給水が困難な場合は、県、他の水道事業者、自衛隊に応援を要請する。

### 2 給水活動

村は、次のとおり給水活動を行う。なお、給水量の基準は、次のとおりである。

〈給水量の基準〉

経過日数	目標給水量	用途
災害発生～3日	3リットル/人・日	生命維持に必要な最低限の水
4日～5日	20リットル/人・日	調理、洗面等最低生活に必要な水
2週目	50～100リットル/人・日	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水
3週目	150～250リットル/人・日	被災前と同様の生活に必要な水

#### (1) 優先給水

病院、社会福祉施設等には優先的に給水する。

#### (2) 給水活動

給水車から被災者が持参するポリタンク、バケツ等に給水する。

芝原浄水場等から給水拠点まで、給水車、給水タンク積載車で飲料水を運搬する。

給水拠点では、被災者が持参したポリタンク、バケツ等に地域住民の協力を得て給水する。

(3) ペットボトルの確保

給水体制が整わない場合は、ペットボトル等の保存水を確保し、被災者に供給する。

(4) 水源の水質検査・保全

確保した水源の水が飲料に適するかどうかの検査については、白河地方広域市町村圏整備組合に依頼する。

## 第2 食料対策

### 1 食料供給の準備

(1) 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

〈食料供給の対象者〉

- |                             |
|-----------------------------|
| ① 避難生活者                     |
| ② 住家が被害を受け、炊事の不可能な者         |
| ③ 住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者  |
| ④ 旅行者、滞在者等で他に食料を得る手段のない者    |
| ⑤ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者 |
| ⑥ 災害応急対策活動従事者※              |
| ※災害救助法の対象外                  |

なお、自主避難の呼びかけ、高齢者等避難の発令等により、一時的に緊急避難場所に避難した場合は、避難者が食料を持参するものとする。

(2) 需要の把握

村は、避難場所・避難所の情報から供給対象者を把握する。

なお、避難所以外で避難生活をしている被災者についても対象者とし、地域からの情報により把握する。

### 2 調達及び供給

(1) 備蓄食料

災害発生直後（1日程度）は、原則として、住民、事業所自らが備蓄した食料、村の備蓄食料を充てる。村は、備蓄倉庫の食料を必要に応じて避難者へ供給する。

(2) 食料の確保

村は、避難者数等の需要に基づき、業者からの調達、県への要請、自衛隊への炊き出し要請により食料を確保する。

確保する食料は、弁当、パン、飲料類とし、できる限り栄養のバランスを考慮し、アレルギーを有する者、要配慮者に適した供給ができるように配慮する。乳幼児に対しては、ミルクを確保する。

炊き出しは、村の栄養士等により献立を立案し、自衛隊に要請する。

また、応急用米穀の確保ができないときは、知事に政府米の供給を要請し、知事の指示に基づいて当該米穀を受領する。

(3) 食料の輸送・分配

村は、食料調達業者が輸送困難なときは、食料の輸送を輸送業者に要請する。食料の集積拠点は、西郷村文化センターとし、管理責任者及び警備員等を配置し食品管理を徹底する。避難所における食料の分配は、避難所の自治組織に委任する。

(4) 炊き出し

村は、避難者自ら避難所等において炊き出しを実施する意向がある場合は、可能な限り必要な食料や資機材を準備する。

### 第3 生活必需品の供給

#### 1 生活必需品供給の準備

(1) 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

なお、自主避難の呼びかけ、高齢者等避難の発令等により、一時的に緊急避難場所に避難した場合は、避難者が生活必需品を持参するものとする。

〈生活必需品供給の対象者及び内容〉

対象者	住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者 ① 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 ② 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者
供給内容	寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料等、寝具、衣料品、炊事器具、食器、日用雑貨、光熱材料及び燃料等

(2) 需要の把握

村は、避難場所・避難の情報から供給対象者を把握する。

なお、避難所以外で避難生活している被災者についても供給対象者とし、地域からの情報により把握する。

#### 2 調達及び供給

(1) 調達

村は、業者に生活必需品の供給を要請する。確保が困難なときは、県に対して供給を要請する。

また、全国から寄せられる救援物資も供給する。

(2) 輸送・分配・報告

食料と同様に行う。

### 第4 救援物資及び義援金の受け入れ

#### 1 救援物資の要請

村は、受け入れを希望する救援物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を県及び村の災害対策本部並びに報道機関を通じて公表する。

なお、救援物資の受け入れは、団体や企業等からのもののみとし、提供の申し出を登録し、改めて配送先等を連絡する登録制とし、必要なときに供給を要請する。

#### 2 救援物資の受け入れ

村は、救援物資を受け入れる必要がある場合は、西郷村文化センター、まるごと西郷館等の空きスペース、空地へのテント設営等により、地域内輸送拠点を開設する。

大量に救援物資を受け入れる必要がある場合は、物流事業者のノウハウを活用できるよう、物流事業者に物資の受け入れ、仕分及び避難所への配送を委託する。

### 3 義援金の受け入れ

村は、義援金を受け入れる口座を指定金融機関に開設し、義援金を保管する。  
また、日本赤十字社等を通じて配分された義援金を受け付ける。

## 第17節 被災地の応急対策

被災地内の住民の生活を復旧させるために、緊急輸送路を確保するとともに、生活を復旧できない被災者のために仮設住宅の供与を要望し、災害救助法による住宅の応急修理等を行う。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 障害物の除去	環境保全部、建設部	
第2 被災建築物・宅地の危険度判定	建設部	
第3 住家の被害調査及び罹災証明等の交付	税務部	
第4 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理等	建設部	

### 第1 障害物の除去

#### 1 住宅関係障害物の除去

村は、災害により宅地内に流入した障害物について、次のいずれかに該当する場合は、その障害物の除去を行う。

なお、第4に規定する応急仮設住宅の供与との併給は、認められないこととなっている。

〈住宅関係障害物の除去の対象者〉

- |   |
|---|
| ア 住民の生命の保護のため除去を必要とする場合<br>イ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合<br>ウ その他、公共的立場から除去を必要とする場合 |
|---|

作業は、西郷村建設業組合等の協力を得て実施する。労力及び機械が不足する場合は、隣接市町村又は県南建設事務所に派遣（応援）要請を行う。

#### 2 道路における障害物の除去

道路管理者は、緊急輸送路の確保及び人命の保護のため障害物を除去する。

##### (1) 障害物の把握等

村は、村内の道路のパトロール、村民からの通報及び関係機関からの情報を収集して道路の実態把握を行う。

障害物がある箇所では、村交通安全協会の協力を求め、交通混乱の防止を図る。

##### (2) 障害物除去の方法

作業は、西郷村建設業組合等の協力を得て実施する。労力及び機械が不足する場合は、隣接市町村又は県南建設事務所に派遣（応援）要請を行う。

#### 3 河川における障害物の除去

河川区域内の障害物の除去は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者・水防団長、消防組織法に規定する消防本部消防機関の長が行う。

河川管理者及び水防管理者、水防団長及び消防長は、それぞれ河川法第22条第1項及び水防法第28条の規定による緊急措置を行う。

作業は、県南建設事務所の協力を得て実施する。労力及び機械が不足する場合は、隣接市町村

又は西郷村建設業組合等に派遣（応援）要請を行う。

#### 4 除去した障害物の集積

村は、除去した障害物で廃棄物に該当するものについて、必要がある場合には一時的な集積所を確保する。

- (1) 交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない公共用地を選定する。
- (2) 公共用地に適切な場所がないときは、民有地を使用することとするが、この場合においては、所有者との間に補償（使用）契約を締結する。
- (3) 中間処理又は最終処分を行うまでの一次仮置場、リサイクルのための分別を行うためのストックヤード等の場所を確保しておく。

## 第2 被災建築物・宅地の危険度判定

---

### 1 被災建築物の応急危険度判定

村は、被災した建築物について、余震等による二次災害を防止し、使用者・利用者等の安全を確保するため、県に応急危険度判定士による危険度判定を依頼する。

#### (1) 判定実施体制

役場に実施拠点を設置し、必要な判定資機材、ステッカー、調査区域の分担などの準備を行う。危険度判定士は、村職員、村内有資格者のほか、不足する場合は、県に派遣を要請する。

#### (2) 判定の実施

判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（一般財団法人日本建築防災協会）に基づき目視点検により行う。判定の結果は、「立入り禁止」「要注意」「調査済」に区分し、建物の入り口に判定結果をステッカーで表示する。

判定は、避難所等の災害拠点施設を優先的に行い、次いで、住宅の危険度判定を実施する。

### 2 宅地の危険度判定

村は、被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地や土砂災害危険箇所等の危険度判定を行う。

役場に実施本部を設置し、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請し、必要な人数の確保に努める。

判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

## 第3 住家の被害調査及び罹災証明等の交付

---

### 1 住家の被害調査

村は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、被災家屋を対象に被災調査を行う。調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）、被害なしに区分して行う。

なお、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するよう努める。

火災により焼失した家屋等は、消防本部が「消防法」に基づき火災調査を行う。

〈住家の被害調査〉

一次調査	目視による外観調査により、被害の程度を判定する。
二次調査	必要に応じ、内部調査を行い被害の程度を判定する。
再調査	一次、二次の調査結果について、不服の申し立てがあった場合、必要に応じ て再調査を行う。

## 2 罹災証明の交付

村は、家屋の被害調査の結果に基づき、罹災証明を交付する。

なお、火災に関する罹災証明書は、白河消防署又は西郷分署が交付する。

## 3 被災証明の交付

村は、住家以外の工作物（物置、納屋等）、住家の付帯物（雨樋、カーポート、塀、門扉等）、動産等（商品、設備、自動車等）の被災について、被災者からの届出があった旨を証明する被災証明を交付する。

# 第4 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理等

## 1 実施機関等

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理は、県が行うが、戸数、場所等の建設に関する計画の立案について、村と共同する。

県内の災害救助法適用が村のみである場合は、村長に委任されることがある。

## 2 建設型応急住宅の供与

### (1) 入居対象者

原則として、災害により被災し、次に掲げる①、②に該当し、③を満たす者とする。

〈応急仮設住宅の入居対象者〉

- |  |
|--|
| <p>① 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。</p> <p>② 居住する住宅がない者又は避難指示等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。</p> <p>③ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。</p> <p>なお、③については、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用する。</p> <p>ア 当該時点では住家に直接被害はないが、二次災害等により住宅が被害を受けるおそれがあるなど、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者と同等と見なす必要がある場合</p> <p>イ 特別な事情があり、次のような者等に対して法による応急仮設住宅を提供する必要があるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の被害を受け、居住することが困難となり、現在、避難所にいる者はもとより、ホテル・旅館、公営住宅等を避難所として利用している者や、親族宅等に身を寄せている者</li> <li>・「半壊」（「大規模半壊」、「中規模半壊」を含む。）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方<br/>等</li> </ul> |
|--|

(2) 入居者の選定

県は、村の協力を得て応急仮設住宅の入居者の選定を行う。県より委託を受けた場合は、村が行う。

入居者の選定にあたっては、障がい者、高齢者等を優先する。

(3) 建設

村は、二次災害のない建設適地を確保するとともに、県に協力要請及び技術的援助等を行う。

(4) 集会所の設置

地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接する地域内に10戸以上の建設型応急住宅を設置する場合、内閣総理大臣と協議の上、集会所、談話室等の施設を設置することができる。

(5) 福祉仮設住宅の設置

高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。

(6) 運営管理

県及び村は、応急住宅の適切な運営管理を行う。この際、次の点に留意する。

〈運営管理における留意点〉

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 応急住宅の防犯対策</li><li>② 孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア</li><li>③ 入居者によるコミュニティの形成及び運営（女性の参画等、女性を始めとする生活者の意見反映、飼育に配慮）</li><li>④ ペットの受け入れ</li></ul> |
|---|

3 賃貸型応急住宅等

(1) 賃貸型応急住宅の提供

県及び村は、建設型応急住宅のみでは、膨大な需要に迅速に対応できない場合は、民間賃貸住宅を借り上げて供与する。

また、旅館、ホテル等を応急住宅として活用する。

(2) 公営住宅等のあっせん

県及び村は、被災者用の住居として利用可能な公営住宅等を把握しあっせんする。

4 住宅の応急修理

(1) 応急修理の対象者

応急修理の対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

〈応急修理の対象者〉

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 次の要件をすべて満たす者とする<ul style="list-style-type: none"><li>ア 準半壊、半壊又は大規模半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。</li><li>ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象として差し支えない。</li><li>また、全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。</li></ul></li></ul> |
|--|

イ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

ウ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む。）を利用しないこと。

ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

② 準半壊、半壊の被害を受けた者については、自らの資力では応急修理をすることができない者であること。

(2) 実施方法等

村は、被災者の申込みにより必要性を調査した上で業者等の協力を得て請負契約により、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。

## 第18節 行方不明者の捜索、遺体の処理

災害により死亡していると推定される者については、捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 行方不明者の捜索	企画部	白河警察署、白河地方広域市町村圏消防本部
第2 遺体の収容	住民生活部	白河警察署
第3 遺体の火葬・埋葬	住民生活部	

### 第1 行方不明者の捜索

村は、県、県警察本部、消防本部及び自主防災組織等の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者の捜索を実施する。

#### 1 行方不明者の情報の収集

村は、所在の確認できない村民に関する問い合わせや行方不明者の捜索依頼・届出の受付及び要捜索者名簿の作成を行う。

また、県等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、安否不明者の絞り込みに努める。

#### 2 捜索活動

村は、行方不明者の捜索のために、警察の協力を得て、村職員及び関係機関の職員により捜索班を編成する。

また、村は、県、警察署、消防本部と協議し、必要に応じて県に応援を要請する。

### 第2 遺体の収容

#### 1 遺体の収容

##### (1) 遺体の搬送

遺体の収容現場から検視場所までは、村又は捜索機関が搬送する。

##### (2) 遺体収容所の開設

村は、被害現場付近の適当な場所（公共建物等）に遺体収容所を開設し、遺体を収容する。警察署は、村と協議の上、検視場所を開設する。多くの遺体を収容する場合は、検視場所は遺体収容所内に設置する。

〈遺体収容所の設置予定箇所〉

・文化センター

##### (3) 資機材の確保

村は、葬祭業者に納棺用品等の供給、納棺等の遺体の扱いを要請する。

#### 2 遺体の検視・検案

##### (1) 遺体の検視

警察署は、遺体の検視・調査を行う。

また、歯科医師会等の協力を得て、遺体の身元確認を行う。

(2) 遺体の処理

遺体は、医療救護班が洗浄、縫合、消毒、検案等を実施する。

(3) 遺体の引き渡し

村は、身元が判明している場合は、遺族、親族等関係者に連絡のうえ、遺体を引き渡す。

また、遺体収容所で家族の確認、問い合わせに対応する。

## 第3 遺体の火葬・埋葬

---

### 1 遺体の火葬

身元が判明しない遺体の火葬、埋葬は、村が実施する。村は、焼骨、遺留品を納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡す。

村は、遺族に引き渡した場合は火葬・埋葬許可手続きを行う。

### 2 火葬場の調整

村は、近隣市町村と連携をとり、少数の火葬場に処理が集中しないよう調整し、適正な配分に努める。

火葬許可にあたっては、所轄する火葬場又は近隣市町村の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を考慮し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。

## 第19節 生活関連施設の応急対策

生活関連施設（上・下水道、ガス、電気等）等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立する必要がある。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 水道施設等応急対策	上下水道部	
第2 下水道施設等応急対策	上下水道部	
第3 電気施設等応急対策		東北電力(株)、東北電力ネットワーク(株)
第4 LPガス応急対策		(一社)福島県LPガス協会、LPガス事業者
第5 電気通信施設応急対策		東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)

### 第1 水道施設等応急対策

村は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施する。

#### 1 被害状況調査及び復旧計画の策定

災害発生後直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施する。

〈施設及び管路の復旧順位〉

施設の応急復旧順位	① 取水、導水、浄水施設 ② 送配水施設 ③ 給水装置
配水管路の応急復旧順位	① 配水場及び給水拠点までの配水管 ② 病院等緊急度の高い施設への配水管 ③ その他の配水管

#### 2 応急復旧のための支援要請

村は、隣接水道事業者等、県等の他の機関への応援要請にあたって、必要とする支援内容を明らかにして要請する。

#### 3 的確な情報伝達・広報活動

村は、県及び関係機関に対し、施設の被害状況、施設の復旧の完了目標等について、随時速やかに情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期等についての情報の提供・広報を行う。

## 第2 下水道施設等応急対策

村は、災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障がある施設及び二次災害のあるものについて応急復旧を行う。

## 第3 電気施設等応急対策

東北電力（株）及び東北電力ネットワーク（株）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、電力、電気通信の各施設を防護し、応急措置（応急復旧措置を含む。）を講じ、各々その供給確保を図る。

災害が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安除去のため、電力施設被害状況及び復旧見通しや、住民の感電事故を防止するため、次の事項を中心に広報活動を行う。

### 〈電力会社の広報〉

- ① 無断昇柱、無断工事しないこと。
- ② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに会社事業所に通報すること。
- ③ 断線、垂下している電線には絶対に触れないこと。
- ④ 浸水などにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- ⑤ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ⑥ その他事故防止のため留意すべき事項

## 第4 LPガス応急対策

LPガス取扱事業者は、災害発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討する。

復旧作業等は、（一社）福島県LP協会の必要な指示のもと、復旧作業計画を策定し、あらかじめ定められた復旧順位によることを原則とするが、被害状況、被害復旧の難易等を考慮して、供給復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

### 〈LPガス取扱事業者の広報活動〉

- ① 地震発生直後の広報活動  
災害情報伝達システム、テレビ、ラジオ、広報車等を通じて「火災を防ぐためガス栓や器具栓、メーターコック等を閉めることや、ガスの火やストーブの火等をすぐ消すこと」等を広報する。
- ② 二次災害防止等の広報活動  
災害情報伝達システム、テレビ、ラジオ、広報車等によるほか、ハンドマイク等も活用して、次の事項について広報する。
  - ・ガス栓、器具栓、メーターコックを閉めておくこと。
  - ・LPガス事業者が安全を確認するまでは、ガスを使わないこと。

## 第5 電気通信施設応急対策

東日本電信電話（株）は、災害時における電信電話サービスの基本として、公共機関等の通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立を防ぎ、一般公衆通信を確保するために、応急作業を迅速かつ的確に実施して通信の疎通を図る。

災害により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた次の表の順位に従って実

施する。

〈電気通信設備の復旧順位〉

順位	復旧する電気通信設備
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象機関に設置されるもの</li> <li>・ 水防機関に設置されるもの</li> <li>・ 消防機関に設置されるもの</li> <li>・ 災害救助機関に設置されるもの</li> <li>・ 警察機関に設置されるもの</li> <li>・ 防衛機関に設置されるもの</li> <li>・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの</li> <li>・ 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの</li> <li>・ 電力の供給に直接関係のある機関に設置されるもの</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの</li> <li>・ 水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの</li> <li>・ 選挙管理機関に設置されるもの</li> <li>・ 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの</li> <li>・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの</li> <li>・ 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く）</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1順位及び第2順位に該当しないもの</li> </ul>

## 第20節 文教対策

災害時において、園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全と学校教育活動の円滑な実施を確保するとともに、被災した文化財の応急対策を実施するため、次の応急対策計画を定める。なお、保育園についても同様の対策をとる。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 児童生徒等保護	教育部	
第2 応急教育対策	教育部	
第3 文化財等の応急対策	教育部	

### 第1 児童生徒等保護

#### 1 学校の対応

- (1) 校長等は、大災害が発生し、又は発生が予想される場合で児童生徒等の安全確保が困難なときは、必要に応じ臨時休校又は授業の打ち切りを行う。
- (2) 校長等は、臨時休校措置を登校前に決定したときは、児童生徒等にその旨を周知する。
- (3) 校長等は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮にあたる。
- (4) 授業打ち切りを行う場合は、児童生徒は学校で保護し、保護者等に引き渡すことを原則とする。
- (5) 初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。

#### 2 教職員の対応、指導基準

- (1) 災害発生の場合、児童生徒等を教室等を集める。
- (2) 児童生徒等の退避・誘導にあたっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・避難させる。
- (4) 障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。
- (5) 児童生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行う。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家族等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (7) 児童生徒等の安全を確保したのち本部の指示により防災活動にあたる。

#### 3 保育園・児童クラブ等での措置

発生時は、学校と同様に、施設又は避難所で園児、児童の安全を確保し、保護者等に引き渡しを行うまで継続的に保護をする。

### 第2 応急教育対策

#### 1 応急教育の実施

村は、県教育委員会との連携のもと、災害時において学校教育の実施に万全を期するため、教職員・教育施設・教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

## 2 被害状況の把握及び報告

各学校は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童生徒等、教職員及び施設の被害状況を把握し、教育委員会等に報告する。

## 3 教育施設の確保

村は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

なお、避難所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合の対応についても検討しておく。

### (1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

### (2) 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

### (3) 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。

### (4) 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

なお、利用にあたっては、事前に関係機関との協議を行う。

## 4 教育施設の確保

村は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し確保する。

### (1) 教員の配置

各学校においては、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員を確認し、人員を掌握し、村は、県教育委員会に報告し、職員の配置等について適宜指導を受ける。

### (2) 学校施設の緊急使用

災害発生直後は、避難所としての使用のため、村からの要請に基づいて施設の使用や避難者の施設内への誘導など、必要な措置を行う。

〈応急教育の実施方法〉

災害の程度	応急教育実施の場所	教育実施者確保の措置
1 校舎の一部が使用不能の場合	① 特別教室、屋内体育館等を使用すること。 ② 二部授業を行うこと	① 欠員者の少ない場合は、学校内で調整すること。 ② 管内隣接校からの応援要員の確保を検討すること。
2 校舎の全部が被害を受けた場合	① 公民館等の公共施設を利用すること。 ② 隣接校の校舎を利用すること。 ③ 寺社仏閣等の利用を行うこと。 ④ 黒板、机、腰掛等の確保計画を策定すること。	③ 管内隣接校の協力を求めること。 ④ 短期、臨時的には、PTA等の適当な者や退職教員等の協力を求めること。  欠員（欠席）が多数のため、②、③の方

<p>3 特定の地域全体について相当大きな被害が発生した場合</p>	<p>① 校舎が住民避難場所に充当されることも考慮すること。 ② ①の場合は、隣接校又は公民館等の公共施設の使用計画をつくること。 ③ 応急仮校舎の設置を検討すること。</p>	<p>法が講じられない場合は、県教育委員会に確保を要請する。</p> <p>長期にわたり多数の教員に欠員が生じた場合は、直ちに対処できるよう調査をしておくとともに、その欠員状況に応じ補充教員を発令するか、他県の協力を要請するかについて考慮しておくこと。</p>
<p>4 県内全域に大きな被害が発生した場合</p>	<p>① 避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用すること。</p>	

### 5 学用品の確保のための調査

村は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を調査し、確保が困難な場合は、県教育委員会に確保を依頼する。

### 6 授業料の減免措置

村は、授業料の減免及び被災児童生徒等に対する就学援助措置について、調査、措置する。

## 第3 文化財等の応急対策

村は、建築物が被災した場合には、被害調査を行い、県教育委員会に報告するとともに、次の事項を早急に進め、本修理を待つ。

- (1) 被害の大小にかかわらず、至急、応急修理を行う。
- (2) 被害が大きい時は、損壊の拡大を防ぎ、覆屋等を設ける。
- (3) 被害の大小に関わらず、防護柵を設け、現状保存を図れるようにする。

なお、美術工芸品の所有者・管理者の文化財保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び整備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

## 第21節 要配慮者対策

災害発生時において、高齢者、傷病者、障がい者（児）、外国人等いわゆる避難行動要支援者は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、「第9節 避難対策」のとおり避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導等において、配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな避難行動要支援者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 要配慮者に係る対策	福祉健康部	西郷村社会福祉協議会、西郷村民生委員協議会
第2 社会福祉施設等に係る対策	福祉健康部	
第3 児童に係る対策	教育部	
第4 外国人に係る対策	企画部	

### 第1 要配慮者に係る対策

村は、県、国と連携を図りながら、次の点に留意し、要配慮者に係る的確なサービスを実施する。

- (1) 在宅保健福祉サービス利用者、一人暮らし高齢者、障がい者、難病者等の「避難行動要支援者名簿」を利用する等により、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。
- (2) 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ次の措置をとる。
  - ア 避難所へ移動すること。
  - イ 社会福祉施設等へ緊急入所を行うこと。
  - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握に努めること。
- (3) 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始する。
- (4) 避難所の掲示板、災害広報紙、住民組織を通じた回覧・口頭により、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (5) 避難所等において、車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー（案内）、手話通訳者等の人材について確保する。
- (6) ニーズ調査を行い、必要な保健福祉サービスの提供措置を行う。
- (7) 他の被災者と比べ、特にメンタルヘルスケア（相談）が必要となるので、県と協力し、精神保健活動体制を確保すること。

### 第2 社会福祉施設等に係る対策

- (1) 被災社会福祉施設等は、「第9節 避難対策」により、速やかに入所者の安全の確保を図る。
- (2) 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワー（人的資源）の不足数について把握し、近隣施設、村、県等に支援を要請する。
- (3) 村は、次の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。
  - ア ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者等に要請する。
  - イ 復旧までの間、水、食料品等必須の日常生活品等確保のための措置を講ずる。

ウ ボランティアへの情報提供等を含め、マンパワー（人的資源・有効総人員）の確保に努める。

### 第3 児童に係る対策

---

#### 1 要保護児童の把握

村は、次の方法により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難児童、保護者の疾患等による要保護児童の実態を把握し、県に対し、通報がなされるよう措置を講ずる。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民の通報等を活用し、発見及び実態把握を行う。
- (3) 要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供する。
- (4) 速やかに親族による受入の可能性を探るとともに、県児童相談所に通報し、養護施設への受け入れや里親への委託等の保護を行う。

また、孤児、遺児については、県における母子福祉資金の貸し付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続を行う等、社会生活を営む上での経済的支援を行う。

#### 2 児童の精神保健活動（こころのケア対策）

村は、被災児童の精神不安定に対応するため、県が行う児童相談所での精神保健活動（こころのケア対策）に協力する。

#### 3 児童の保護等のための情報伝達

村は、県と協力し、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

### 第4 外国人に係る対策

---

村は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や災害情報伝達システムを活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。

また、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信、SNS等を利用して、外国語や「やさしい日本語」による情報提供、（公財）福島県国際交流協会等の協力による生活相談に努める。

## 第22節 ボランティアとの連携

大規模災害により村内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、村及び防災関係機関だけでは、十分に対応することが困難であると予想される。

このため、村及び関係機関は、ボランティアの協力を得ながら効率的な災害応急活動を行えるよう、ボランティアの有効な活用を図る。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 ボランティア団体等の受け入れ	福祉健康部	西郷村社会福祉協議会
第2 ボランティア団体等の活動	福祉健康部	西郷村社会福祉協議会
第3 ボランティア保険の加入促進	福祉健康部	西郷村社会福祉協議会

### 第1 ボランティア団体等の受け入れ

#### 1 ボランティアセンターの設置

西郷村社会福祉協議会は、高齢者生活支援センターにボランティアセンターを設置し、県のボランティアセンター等と連携を図り、災害ボランティアを受け入れる。

また、必要に応じて、地域の公共施設等に活動拠点を設置する。

#### 2 ボランティアセンターの運営

西郷村社会福祉協議会は、ボランティアの受け入れ、ボランティアニーズの把握、活動のコーディネート、情報提供等の運営を行う。

村は、西郷村社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター等と定期的に協議を行い、被災者ニーズの把握、ボランティア活動の調整、ボランティアへの必要な支援を行う。

また、被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

なお、ボランティア活動についてはその自主性を尊重し、活動方針や運営についてはボランティアセンター自らの決定に委ねる。

#### 3 運営費の支援

村は、ボランティア活動と村等が実施する救助の調整事務について、災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

### 第2 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等の活動内容は、主として次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護

- (4) 高齢者介護、看護補助、外国人への通訳
- (5) 清掃及び防疫
- (6) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (7) 情報収集及び伝達
- (8) 被災ペットの救護活動

なお、組織化されていないボランティアは、ボランティアセンターで受け付け、コーディネーターによる振り分けにより、必要な箇所に派遣する。

村は、建築、医療、福祉等の専門性を有する災害ボランティアに対しては、関係する各部との連携をとり、一体となって活動するよう要請する。

### 第3 ボランティア保険の加入促進

---

ボランティアセンターでは、ボランティア保険への加入を呼びかける。

また、村は、必要に応じて保険料の助成について検討する。

## 第23節 災害救助法の適用等

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合に国の責任において行われ、都道府県知事は、法定受託事務として救助の実施に当たるものである。

災害救助法の適用にあたっては、同法、同法施行令、福島県災害救助法施行規則等の定めるところにより、速やかに所定の手続きを行う。

なお、知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、災害救助法又は災害対策基本法に基づき、従事命令、協力命令、保管命令等の強制権が与えられている。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 災害救助法の適用	総務部	
第2 災害救助法の適用基準	総務部	
第3 災害救助法の適用手続き	総務部	
第4 災害救助法による救助の種類等	総務部	

## 第1 災害救助法の適用

### 1 災害救助法の概要

- (1) 本法による救助は、一時的な応急救助であり、災害が一応終わったあとのいわゆる災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とも性格を異にする。
- (2) 本法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。
- (3) 本法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、知事に全面的に委任されており、知事は、法定受託事務として行う。
- (4) 知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を村長が行う。(法第30条第1項)
- (5) 災害救助の実施機関である知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、次のような広範囲な権限が与えられている。(法第24条～第27条)
  - ア 一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限(従事命令)
  - イ 被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限(協力命令)
  - ウ 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限(保管命令等)なお、前記アの従事命令又はイの協力命令により、救助業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法第29条の規定に基づき、扶助金が支給される。

また、ウの保管命令等により通常生ずべき損失は、同法26条第2項の規定に基づき、補償しなければならない。

### 2 災害救助法適用における留意点

- (1) 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事が村長の要請に基づき、村の区域単位で適用するものであるため、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければならない。

- (2) 被害の認定は、専門的技術的視野に立つて行わなければならない面もあり、第一線機関である村においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。

## 第2 災害救助法の適用基準

### 1 適用基準

災害救助法施行令第1条に定める適用基準は、次のとおりである。

(1) 住家が滅失した世帯の数が50世帯以上に達した場合〔施行令第1条第1項第1号〕
(2) 福島県の区域内の被害世帯数が1,500世帯以上に達し、村の住家滅失世帯数が25世帯以上に達した場合〔災害救助法施行令第1条第1項第2号〕
(3) 福島県の区域内の被害世帯数が7,000世帯以上に達し、村内の被害世帯数が多数である場合〔災害救助法施行令第1条第1項第3号前段〕 なお、この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況に応じて個々に判断すべきものであるが、基準としては村の救護活動に任せられない程度の被害であるか否かによって判断される。
(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合〔災害救助法施行令第1条第1項第3号後段〕 (例) ① 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合 ② 有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じる場合〔災害救助法施行令第1条第1項第4号後段〕 (例) ① 交通事故により多数の者が死傷した場合 ② 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合 ③ 火山爆発又は有毒ガスの発生等のため、多数の者が危険にさらされている場合 ④ 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合 ⑤ 豪雪により多数の者が危険状態となる場合 ⑥ 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合

### 2 住家滅失世帯の算定等

- (1) 災害救助法適用基準における「住家滅失世帯数」の算定にあたっては、住家の滅失（全焼・全壊・全流失）した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。
- (2) 被害の認定基準については、資料編「被害の認定基準」のとおりである。

## 第3 災害救助法の適用手続き

---

### 1 村の手続き

災害救助法による救助は、市町村の区域単位で実施されるものであり、村における被害が第2の1に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときには、村長は、直ちにその旨を知事に情報提供しなければならない。

### 2 救助の実施状況の記録及び報告

各対策の担当部は、災害救助法に基づく救助の実施状況を日ごとに整理記録し、総務部がその状況を取りまとめて、県に逐次報告する。

### 3 特別基準の申請

災害救助法による救助について、「一般基準」では救助に万全を期することが困難な場合、内閣総理大臣の承認を得て、「特別基準」を設定する。村長は、救助の程度、方法及び期間について、「特別基準」の申請を行い、県が内閣総理大臣に申請する。

## 第4 災害救助法による救助の種類等

---

救助の種類は次に掲げるとおりであり、「救助の対象」、「費用の限度額」、「期間」は、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりである。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

## 第4章 災害復旧計画



## 第1節 施設の復旧対策

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図る。この計画の策定にあたっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成する。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努める。

### 第1 災害復旧事業計画の作成

---

村は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

#### 1 復旧事業計画の基本方針

復旧事業計画の基本方針については、次のとおりとする。

##### (1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の発生の防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

##### (2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

#### 2 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上、下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

### 第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

---

村は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行われるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により緊急の場合に応

じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同法施行令、同法施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下、この節において「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

## 1 法律に基づき一部負担又は補助されるもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

## 2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下、この節において「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び市町村は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。激甚災害の指定については「第3 激甚災害の指定」に示すとおりである。

なお、激甚災害に係わる公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
  - ア 公共土木施設災害復旧事業
  - イ 公共土木施設災害関連事業
  - ウ 公立学校施設災害復旧事業
  - エ 公営住宅災害復旧事業
  - オ 生活保護施設災害復旧事業
  - カ 児童福祉施設災害復旧事業
  - キ 老人福祉施設災害復旧事業
  - ク 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
  - ケ 障がい者支援施設等災害復旧事業
  - コ 婦人保護施設災害復旧事業
  - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
  - シ 感染症予防事業
  - ス 堆積土砂排除事業

- ① 公共施設の区域内の排除事業
- ② 公共的施設区域外の排除事業
- セ たん水排除事業
- (2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
  - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
  - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
  - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
  - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
  - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
  - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
  - キ 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
  - ア 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
  - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
  - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
  - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
  - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
  - エ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
  - オ 水防資器材費の補助の特例
  - カ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
  - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
  - ク 雇用保険法による求職者給付に関する特例

### 第3 激甚災害の指定

---

#### 1 激甚災害に関する調査

##### (1) 県の措置等

県は、市町村被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けると認めると認める事業について、激甚法に定める事項に関して速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう必要な措置を講じる。

##### (2) 村の協力等

村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等（災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要等）について協力する。

#### 2 激甚災害指定の促進

県は、激甚災害の指定を受けると認めるときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図る。

### 第4 災害復旧事業の実施

---

村は、県及び関係機関の協力のもと、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、応援及び派遣等活動体制について、必要な

## 震災対策編 第4章 災害復旧計画

### 第1節 施設の復旧対策

措置を講ずるとともに、復旧財源の確保を図り、復旧事業の事業費が決定次第、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるよう努める。

## 第2節 被災地の生活安定

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活安定のための緊急措置を講ずる。

### ■項目・担当

項目	村	関係機関
第1 義援金の配分	出納部	
第2 被災者の生活確保	税務部	白河公共職業安定所、福島労働局、日本郵便（株）
第3 生活再建支援金の支給	住民生活部	
第4 被災者への支援	税務部、福祉健康部	西郷村社会福祉協議会、県、住宅金融支援機構

### 第1 義援金の配分

#### 1 義援金の受け入れ・配分

村に寄託された義援金は、義援金配分委員会を組織して、協議の上被災者に配分する。

#### 2 配分計画

被災地区、被災人員及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員を単位として計画し、対象は住宅被害（全壊、流出世帯又はこれに準ずるもの）、人的被害等とする。

### 第2 被災者の生活確保

#### 1 職業あっせん計画

白河公共職業安定所は、地震により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、次の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行う。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- (3) 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等
- (4) 災害救助法が適用され市町村長から労務需要があった場合の労働者のあっせん

#### 2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

白河公共職業安定所は次の措置をとる。

- (1) 証明書による失業の認定  
被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行う。
- (2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給  
白河公共職業安定所は、地震災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する

法律（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金をうけることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

### 3 被災事業主に関する措置

福島労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

### 4 租税の徴収猶予等の措置

国、県及び村は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 5 郵便関係措置等

日本郵便（株）は、災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵便事業にかかわる災害特別事務取扱等を実施する。

- (1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- (4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

## 第3 生活再建支援金の支給

---

### 1 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図る。

### 2 支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害（法第2条第1号）で、次のいずれかに該当するものとされている。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害（施行令第1条第1号）
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害（施行令第1条第2号）
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害（施行令第1条第3号）
- (4) (1)又は(2)の被害が発生した市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満に限る。）における自然災害（施行令第1条第4号）
- (5) (3)又は(4)の都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満に限る）で、(1)～(3)の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第1条第5号）

### 3 支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は下記のとおりである。

- (1) 居住する住宅が全壊（全焼、全流失を含む。）した世帯（「全壊世帯」という。）（法第2条第2号イ）
- (2) 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（「解体世帯」という。）（法第2条第2号ロ）
- (3) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（「長期避難世帯」という。）（法第2条第2号ハ）
- (4) 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（「大規模半壊世帯」という。）（法第2条第2号ニ）
- (5) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（(2)から(4)までに掲げる世帯を除く。「中規模半壊」という。）

### 4 支援法の適用手続き

#### (1) 村の被害状況報告

村長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に対して報告する。

#### (2) 県の被害状況報告及び公示

知事は、市町村長からの報告を精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当するものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示する。

## 第4 被災者への支援

---

### 1 被災者への融資

#### (1) 農林水産業関係

県は、天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林漁業者の再生産等に必要な資金を無利子又は低利で融資し、農林漁業経営の維持・安定を図る。

#### (2) 商工関係（中小企業への融資）

県は、天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資する。

また、県信用保証協会は、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置を講ずる。

#### (3) 住宅関係（住宅金融支援機構による災害復興住宅資金）

住宅金融支援機構は、天災により住宅に被害を受けた県民に対し、災害復興住宅の建設資金・購入資金又は補修資金の融資を行う。

#### (4) 生活福祉資金の貸付

##### ア 緊急小口資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者が緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合、小額の資金を融資する。

イ 災害援護資金

西郷村社会福祉協議会は、被災した低所得者（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護金の貸付対象となる世帯を除く。）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を融資する。

(5) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

村は、災害弔慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合に、村の条例に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

2 弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金等の支給

村は、自然災害により死亡した村民の遺族に対し、西郷村災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

村は、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた村民に対し、災害障害見舞金を支給する。

3 租税の徴収猶予及び減免等

村は、被災者に対し、税法又は村民税及び固定資産税の減免に関する条例並びに西郷村国民健康保険税条例等の規定に基づき、租税の徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して適切な措置を講ずる。

4 公営住宅の建設

災害により住居を滅失又は焼失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、必要に応じて公営住宅を建設し、住宅の確保を図る。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当する時には、被災住宅の状況を速やかに調査して、公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるように努める。

# **第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震防災対策推進計画**



## 第1節 総則

### 第1 推進計画の目的

---

#### 1 推進計画の目的

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とした計画である。

#### 2 計画の適用

本村は、内陸に位置するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の揺れによって発生する現象を対象とする。

また、村が行う地震対策は、海溝型地震のみならず、全ての地震に共通するものであるため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に特有の「後発地震への注意を促す情報等」への対応以外は、各章各節を準用するものとする。

### 第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

---

防災関係機関が災害応急対策として行う事務又は業務の大綱は、第1章第4節を準用する。

## 第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

村は、地震に強いまちづくりとして、建築物の防災対策、道路及び橋りょう等の災害予防対策、都市の防災対策、建築物等の安全対策、避難対策等を実施する。

これらの方針及び内容については、第2章を準用する。

## 第3節 関係者との連携協力の確保に関する事項

### 第1 資機材、人員等の配備手配

---

村は、発生時に必要な資機材、人員等について、法令及び相互応援協定等に基づき、国、県、市町村、関係団体等に要請し、確保する。

内容については、第3章第4節を準用する。

### 第2 物資の備蓄・調達

---

村は、災害発生に備え、住民に対し、最低3日間、推奨1週間分の備蓄に努めるよう啓発を図る。

公的備蓄については、想定東北太平洋沖地震の想定避難者数の1日分を目標として、備蓄を行う。

内容については、第2章第14節を準用する。

## 第4節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

### 第1 後発地震への注意を促す情報の発表

#### 1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表

日本海溝・千島海溝沿いの領域で規模の大きな地震が発生すると、その地震の影響を受けて新たな大規模地震が発生する可能性が相対的に高まると考えられている。

このため、気象庁は、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで、モーメントマグニチュード (Mw) 7.0 以上の地震が発生した場合に、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表する。

#### 〈北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表基準〉

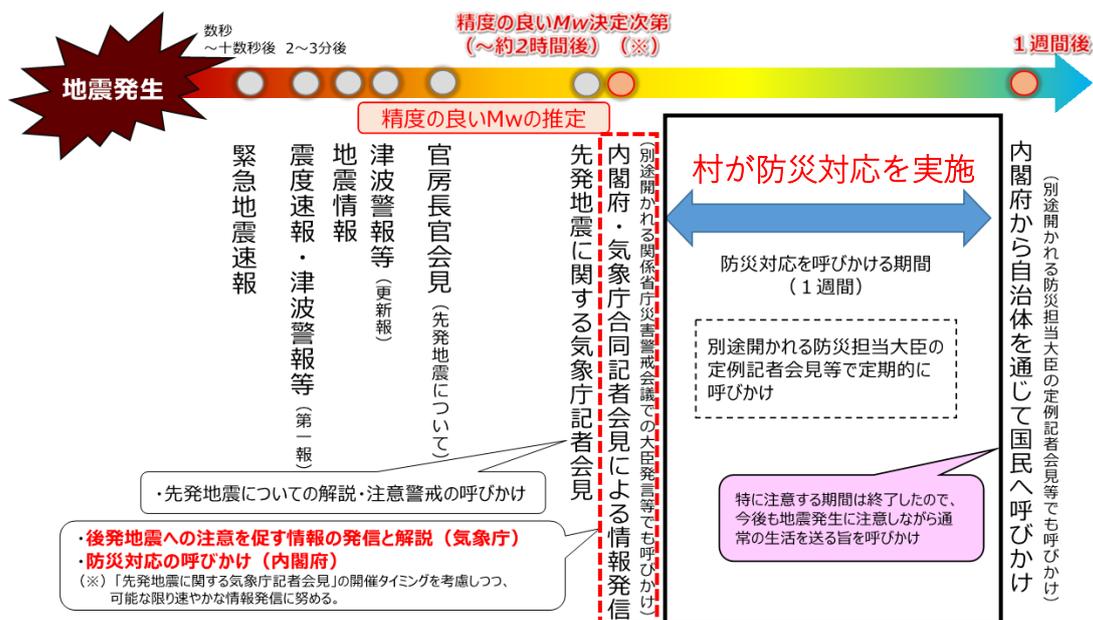
日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで Mw7.0 以上の地震が発生した場合。

なお、想定震源域に影響を与える外側のエリアで Mw7.0 以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域への影響を評価し、想定震源域に影響を与えると評価した場合に限る。

#### 2 情報発表の流れ

気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後 15 分～2 時間程度）し、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表基準を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれる。

合同記者会見では、気象庁から「北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表と解説」が行われ、その後に内閣府から「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。



## 第2 応急活動体制

村は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合、警戒配備体制をしき、必要な職員を動員する。

また、事態の推移により、災害対策本部を設置する等、必要な体制をとる。

応急活動体制については、第3章第1節第2を準用する。

## 第3 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

村は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合、「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」等について、災害情報伝達システム、SNS、広報車等で住民に伝達する。

## 第4 村の防災対応

### 1 防災対応の基本

北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合、住民等は、次の防災対応をとることを基本とする。

#### 〈防災対応の基本〉

- ① 後発地震に備え、地震への備えの再確認を行う。
- ② 通常的生活継続を基本とし、地震発生時に迅速な避難を行う。
- ③ 自宅での生活継続が不安な場合は、各自が確保した親戚・知人宅等の避難先、又は、村が開放した避難場所に自主避難を行う。

### 2 対応期間

防災対応の期間は、先発地震が発生し、後発地震への注意を促す情報が発信されてから1週間とする。

### 3 防災対応の呼びかけ

#### (1) 住民への呼びかけ

村は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合、住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認、避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

住民等に呼びかける内容は、次のとおりである。

#### 〈住民等への呼びかけの内容〉

- ① 家具、家電製品の固定、落下物の除去
- ② 備蓄の確認、不足分の確保
- ③ 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備
- ④ 非常持出品の常時携帯
- ⑤ 避難場所・避難経路の確認
- ⑥ 家族等との安否確認手段の取決め
- ⑦ 地域の避難行動要支援者の避難体制の確認
- ⑧ 自宅での生活が不安な場合は、村が開放した避難場所、親戚・知人宅等に避難すること 等

(2) 事業者等への呼びかけ

村は、事業者等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の安全点検、避難誘導等の確認を呼びかける。

また、村施設においても、施設・設備等の安全点検を実施する。

事業者等に呼びかける内容は、次のとおりである。

〈事業者等への呼びかけ〉

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 機械、棚等の設備の転倒防止対策・点検等</li><li>② 情報収集・連絡体制の確認</li><li>③ 施設利用者、従業員等への避難経路、避難場所等の周知 等</li></ul> |
|--|

4 自主避難の対応

村は、災害応急対策をとるべき期間において、自宅での生活が不安な住民が避難できるよう、一部の避難場所を開放する。

なお、その場合の食料、生活物資等は、避難者が確保し持参するものとする。